

長崎県文化財保存活用大綱

(素案)

令和2年4月

長崎県教育委員会

目次

第1章 大綱の目的

1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 長崎県の文化財

1. 長崎県の自然と歴史・文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 文化財を取り巻く近年の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 長崎県の文化財
 - (1) 長崎県の文化財の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 世界遺産・世界の記憶遺産・日本遺産等・・・・・・・・ 25

第3章 保存・活用の基本方針

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2. 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
4. 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第4章 保存・活用のために講ずる措置

1. 基本的な取組
 - (1) 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (2) 指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (3) 保存継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (4) 活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (5) 情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
2. 重点的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第5章 市町への支援方針

1. 支援の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
2. 財政支援の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
3. 市町における専門的人材の育成・・・・・・・・・・・・ 39
4. 文化財保存活用地域計画の作成などの支援・・・・・・・・ 40

第6章 防災・防犯、災害発生時の対応

1. 防災・防犯対策の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
2. 防災・防犯の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
3. 災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第7章 保存・活用の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第1章 大綱の目的

1. 策定の趣旨

我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、2008年をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代を迎えている。一方、離島地域や半島地域などを多く抱える本県は、国全体よりも約50年早く人口減少が始まり2015年に約138万人だった人口は2045年に100万人を割り込み、2060年には80万人を下回るとの推計もある。こうした近年の過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財の保存・活用においても各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっており、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財を観光・まちづくり分野に生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが求められている。

国においては、平成30年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定等が制度化された。これらの仕組みにより、各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになり、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が可視化されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることが期待されている。

こうした社会的要請を背景に、本県においても県内における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種施策を進めていく上での共通の基盤とするため「長崎県文化財保存活用大綱」を策定する。このことにより、関係機関の連携を強化し市町が矛盾なく同じ方針の下に円滑に文化財保護・活用に取り組むことを可能とするとともに、複数市町にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域においても特化した取組の方針を定めることで、関連する市町が円滑に連携して取り組むことを目指す。

2. 位置付け

文化財保存活用大綱は、改正文化財保護法第183条の2の規定に基づき策定するもので、本大綱は、県内に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財を次世代に継承していくために、本県における文化財の保存・活用の基本的方向性を示した文化財保護行政の方針を示したものである。

また、本県の関係諸計画等に位置付けられる文化財に対する社会的要請や期待されている役割を十分踏まえ、県内の文化財の保存・活用の施策の実施を通じて県民生活の向上、地域社会発展に貢献する内容を示している。

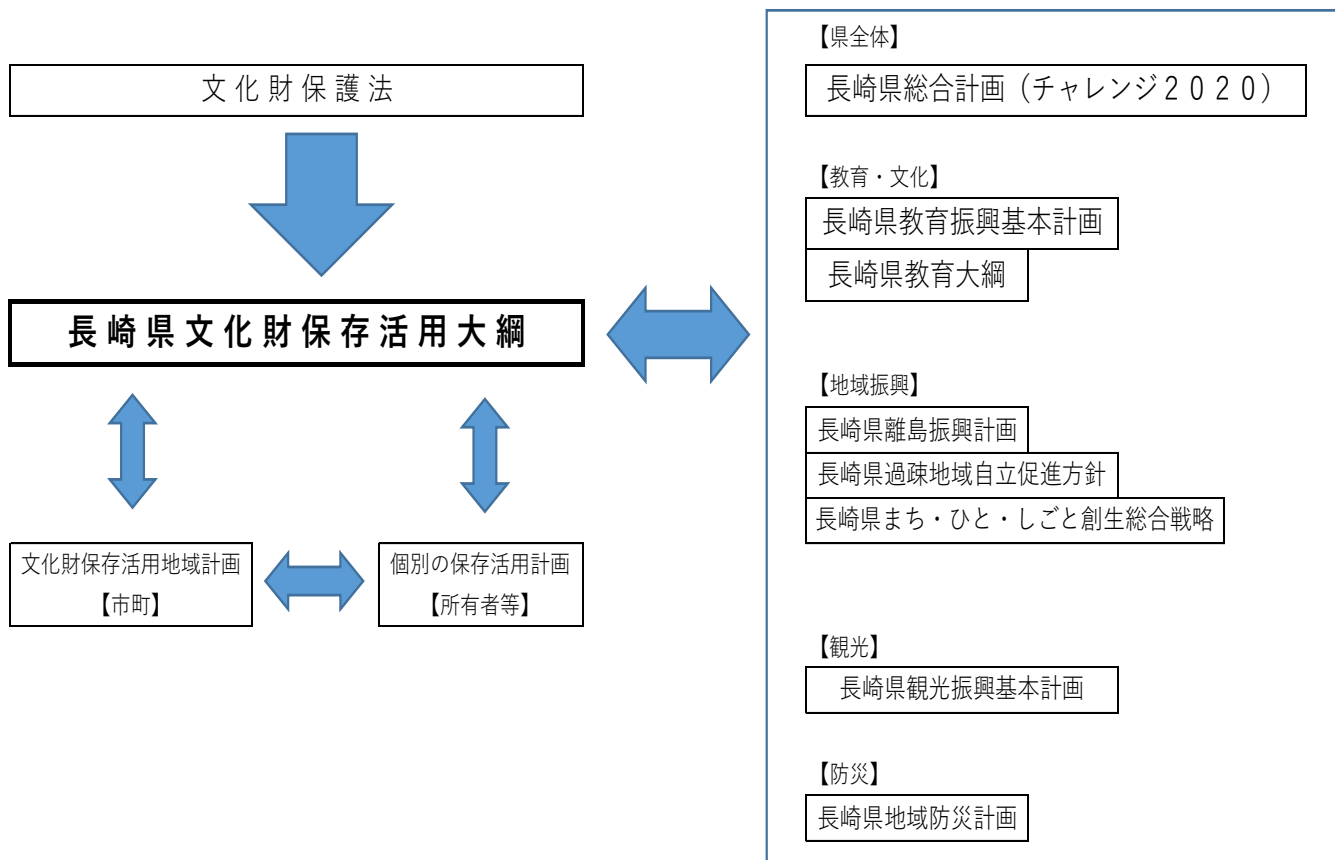
本県では、時代の潮流や県の課題を的確に捉え、将来を展望しながら新たな視点での長崎県づくりを計画的に進めていく必要があることから、平成28年3月に今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすく示した総合計画として「長崎県総合計画チャレンジ2020」を策定している。本計画では、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念に掲げ、本県が目指す5つの将来像を提示している。文化財に係る施策は、そのうちの一つ「交流でにぎわう長崎県」の実現を目指し、伝統文化の継承と文化財の保存・活用によって郷土の歴史や文化の保存継承活動の活性化を図り、世代間交流を促し豊かで活気ある地域社会の実現に貢献することが期

待されている。また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」「明治日本の産業革命遺産－製鉄・製鋼、造船、石炭産業－」の2つの世界遺産をはじめ、日本遺産、世界の記憶、ユネスコ無形文化遺産などの特色ある文化財は、観光振興や地域活性化の中核的な地域資源としての役割を担うものとして位置づけられている。

「第三期長崎県教育振興基本計画」では、基本テーマを「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」としている。文化財に係る施策は、長崎県教育方針で目指す4つの人間像のうち、主に「我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間」の育成を目指し、文化財の保存・活用や伝統文化の継承、世界遺産・日本遺産の情報発信などに取り組むことで「人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進していく」ことが定められている。加えて、「長崎県教育大綱」では、「本県の美しい自然、先人が築き上げてきた歴史や文化、長崎だからこそ得られる豊かな暮らしなど、ふるさと長崎の魅力を実感し、愛着と誇りを持ちながら、さらに継承発展させようとする意欲や態度を育む」ことが方針の一つとして掲げられている。

また、「長崎県離島振興計画」「長崎県過疎地域自立促進方針」においては、離島に残された貴重な文化財の保存に対する支援や担い手の育成に努める必要があること、地域の文化資源の利活用を促進することにより、地域の多様な文化を再認識し地域社会づくりを目指すことが示されているほか、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」「長崎県観光振興基本計画」では、2つの世界遺産や日本遺産を中心とする歴史文化等を活用した観光客の誘致・拡大等が施策として位置付けられている。

さらに、法に基づき市町においても、本大綱を勘案し、市町の「文化財保存活用地域計画」を策定することにより、県内全域での一体的な保存・活用が即されることが期待できる。



3. 構成

大綱の第1章では、「大綱の目的」として、文化財保護法の改正を背景とした大綱策定の経緯と趣旨、大綱と関係市町が策定する地域計画や県が策定する総合計画や周辺計画との関係性を踏まえた大綱の位置づけ、大綱の全体構成を示している。

第2章は、「長崎県の文化財」とし、県内の文化財を中心にして地域の成り立ちから、本県の歴史文化を振り返る。また、文化財を取り巻く社会環境等の変化や本県の文化財の特徴等を分析して、貴重な文化財を次世代に継承していくために必要となる視点・考え方を整理する。

第3章は、本県の文化財の特徴等を踏まえて「保存・活用の基本方針」を記載する。文化財の保存・活用を推進していくためには、県市町の文化財保護部局のみならず所有者や地域住民も含めた関係者が思いを共有し一丸となって取り組んでいく必要がある。本章では、関係者間で共有する基本理念を示すとともに、本県が目指すべき姿、文化財の保存・活用に向けた基本的な方針を示している。

第4章は、保存・活用の基本方針に基づいた「保存・活用のために講ずる措置」について述べる。県内の多種多様な文化財の本質的価値を損なうことなく健全に保存・活用していくためには、文化財の種類・性質・様態等に応じた個別具体的な方策が求められる。本章では、具体的な保存・活用の方策を示し、課題の解消や顕在化に向けた取組について、基本的な取組と重点的な取組に分けて整理している。

第5章では、「市町への支援方針」について、文化財の保存・活用にあたっての県と市町の役割を検討し、県市町が相互に補いながら施策を遂行できるよう考え方を整理し、市町が文化財の保存・活用の施策や地域計画を策定する際の支援方針とその体制を示している。

第6章では、「防災・防犯、災害発生時の対応」について、平時から文化財を良好に維持管理していくために必要な災害の予防策や減災の考え方や方策についてまとめる。

また、非常災害発生時の対処方法や連絡体制のほか、行政と地域住民が連携して災害から文化財を守るためのネットワークづくりなどにも整理する。

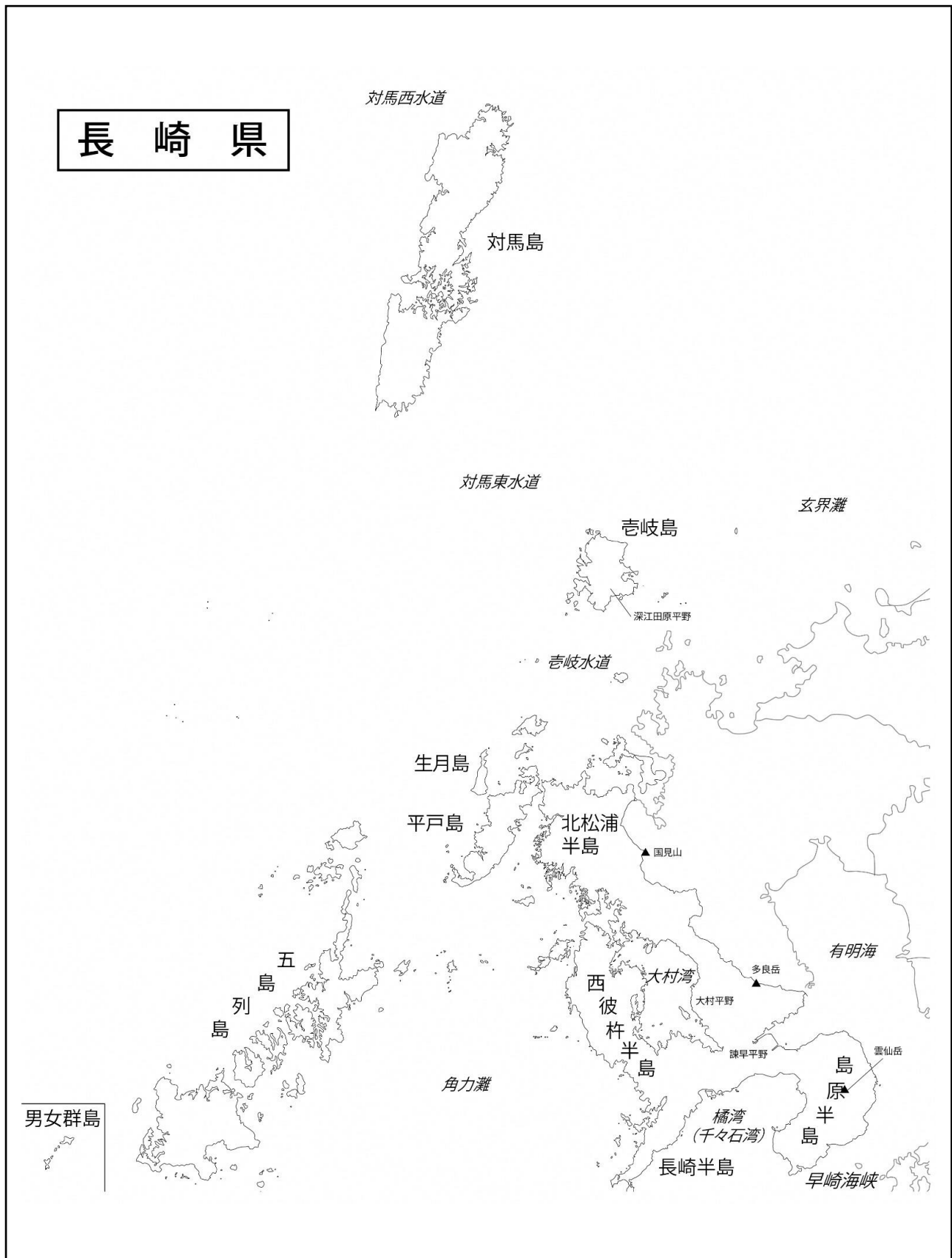
最終章の第7章では、保存・活用の施策を着実に遂行していくための体制について、文化財保護を主管する学芸文化課をはじめその地方機関、施策に関わる関係各課及び機関、長崎県文化財保護審議会、関係民間団体等の専門人材の配置も示している。

4. 期間

本大綱の実施期間は、令和3年度からとし、期間を定めない。大綱に記載する諸施策がバランスよく進捗しているかを定期的に確認し、新たに直面した問題に対しては、関係者間で速やかに共有し改善を促す。社会情勢の変化や地域住民の要請等を考慮し、必要に応じて改訂を検討するものとする。

第2章 長崎県の文化財

1. 長崎県の自然と歴史・文化



(1) 概要

① 地勢

本県は九州の西岸に位置し、主に海と島と半島によって構成されている。周辺は海域に囲まれ、対馬・壱岐を取り巻く対馬海峡西水道・東水道、壱岐水道があり、西彼杵半島と五島列島の間には角力灘がある。さらには、天草灘や早崎海峡を通じて東方には干満差の著しい有明海が広がっている。また、伊ノ浦の瀬戸（針尾瀬戸）によって佐世保湾に通じている大村湾、南方には落日の美しさで知られる橘湾（千々石湾）がある。

これらの海には、対馬、壱岐、平戸、生月、五島列島、男女群島をはじめ、594 を数える島々が浮かぶ。このような大小多数の島々に半島や入り江が多い複雑な地形も加わって、本県の海岸線の延長は、約 4,184 km（平成 31 年 3 月 31 日現在）に及び、北海道に次いで第 2 位の長さを誇る。県域も広大で南北 307 km、東西 213 km に及ぶ。島嶼部が非常に多いことに加えて、リアス海岸の発達した複雑な海岸線が入り組んだ地形により、至るところに沈降海岸による美しい自然景観が生まれることになる。

陸域の面積は 4,105.47 k m²、西彼杵半島、長崎半島（野母半島）、島原半島、北松浦半島からなり、いずれも丘陵性地形で平地に乏しく、平野は県央地区の大村・諫早平野や壱岐島の深江田原平野など僅かである。主要山系には雲仙山系、多良山系、国見山系があり、多良岳、国見山の両山系は佐賀県との分水嶺となっている。河川は大規模なものではなく、一級河川としては本明川のみであり、二級河川としては佐々川、相浦川、川棚川などが主なものである。

気候は、対馬海流が東シナ海を北上しているため、ほぼ県内全域が海洋性気候で温暖である。

② 沿革

古代の律令体制下において、本県の範囲は、肥前国の西南部と対馬国及び壱岐国の 3 国に及ぶ。律令制衰退後は、平野部に乏しく生産性が低かったことから、土地に基盤を置く荘園制度はあまり発達せず、戦国時代になっても県全域を統一するような強力な政権は現れなかった。近世幕藩体制下においては、対馬・平戸・五島・大村・島原各藩と佐賀藩の諫早・神代・深堀各領、平戸藩から分出した今福領、五島藩から分出した富江領に加えて、天領長崎があった。島原藩を除く藩主は外様大名で幕末まで転封もなく、中世以来の分立した状態が長らく続いた。

明治維新後、明治元（1868）年 2 月 1 日には、天領長崎に長崎裁判所が設置され、その初代総督に沢宣嘉が任命された。同年 5 月 4 日、長崎裁判所は長崎府と名称を改め、さらに明治 2（1869）年 6 月、版籍奉還の断行によって各藩主を藩知事とし、同時に長崎府を長崎県と改称した。明治 4（1871）年 7 月 14 日に廃藩置県によって、大村・島原・平戸・福江・巖原・鍋島の諸藩にそれぞれ県が設置されたが、同年 11 月 14 日巖原県を除く長崎、大村、島原、平戸、福江の 5 県が廃止され、新たに長崎県が成立した。一方、巖原県は、明治 4（1871）年 9 月 4 日、佐賀県とともに伊万里県に併合されたが、伊万里県が明治 5（1872）年 5 月 29 日に再び佐賀県に復帰することになったことに伴い、同年 8 月 17 日に長崎県の所管となった。これより先、明治 5（1872）年 1 月 1 日、佐賀藩領であった高来郡の一部（諫早領の北高来及び南高来の神代）、彼杵郡の一部（深堀領）は、伊万里県から分離して長崎県の所管となった。その後、明治 9 年に佐賀県の一部または全部と合併したこともあったが、明治 16（1883）年に佐賀県が分離したことにより、現在の長崎県となった。明治 22 年市町村制が施行された当時は、長崎市 1 市のほか 15 町、289 村あったが、その後新市の誕生や町村合併等により、令和 2 年 3 月 31 日現在、13 市 8 町となっている。

(2) 自然

① 地史と地質

日本列島はユーラシア大陸の東縁の一部であったが、白亜紀末～古第三紀の約 2500 万年前以降、東縁部が割れ始めて地溝帯を形成し、湖水群が形成された。また、中新世の約 1900 万年前以降は地溝帯の拡大と海の侵入が進み、約 1450 万年前には現在の日本海が形成されて大陸から分離した。本県の地質は、これらの地史を反映したもので、ユーラシア大陸の一部だった時期に形成された結晶片岩や蛇紋岩等の変成岩類が、西彼杵半島や長崎半島に分布し、地溝帯およびその拡大期に形成された、河川湖沼堆積物あるいは海成堆積物である砂岩・頁岩を主体とする対州層群や五島層群が、対馬から北松の島嶼部、五島列島北部にかけて分布する。また、中新世後期(1500 万年前) から第四紀にかけて火山活動が活発になり、五島列島福江島や壱岐島、北松浦半島、長崎、多良岳などが溶結凝灰岩や玄武岩、安山岩で覆われた。島原半島では、600 万年前以降に火山活動を始めたが、中心にある雲仙火山は 50 万年前以降溶岩ドームの形成と火砕流噴火を繰り返し、現在に至っている。

このように、長崎県の表層地質は、時期や成因の異なるさまざまな岩石がモザイク状に複雑に分布する点が特徴である。また、形成時期が比較的古いことから浸食が進んでおり、出入りの多い複雑な海岸線を形成する要因となっている。

② 動植物

A. 植物相の特徴

本県の植物相の特徴は、本州と比較すると、低地帯に照葉樹林あるいは暖帯系の要素が多いことが挙げられる。例えば、本州では比較的稀なコバンモチ、ヤマモガシ、ホルトノキ、ヤマヒハツ、シイモチ、ヤマビワ、ハクサンボク、ルリミノキ、オオバジュズネノキ、ノシランなどが普通に見られる。また、山地帯にはミヤマキリシマ、ヒメウラシマソウ、ツクシコゴメグサ、ツクシアオイ、ウンゼンカンアオイなどの九州固有の植物が見られる。いずれも温暖な気候を反映した特徴である。九州の他県と比較した場合の特徴は、以下の 4 点である。

1. 大陸系植物が多い。特に地理的に朝鮮半島に近い対馬をはじめ、壱岐、平戸や県下全体にも見られる。キビヒトリシズカ、ヒトツバタゴ、イワギク、ヒメマツカサススキ、チョウサンキハギ、タンナチョウセンヤマツツジなどがある。
2. 南方系植物の分布が著しい。特に男女群島や五島列島をはじめ、県南部には北限になっている植物が少なくない。ヘゴ、リュウビンタイ、ヒロハノコギリシダ、ケホシダ、ヤワラハチジョウシダ、サツマサンキライ、サキシマフヨウ、ビロウ、ノアサガオなどがある。
3. 北方系植物あるいは温帯性植物で、分布の西南限となっているものがある。これには日本固有の山地性植物であるブナ、ホオノキ、ミズナラ、コミネカエデ、カジカエデ、チドリノキ、オトコヨウゾメ、ヒカゲツツジ等と、海岸植物であるハマニンニク、ハمامギ、エゾオオバコ、スナビキソウ、ナミキソウ、ドロイがある。
4. 長崎県固有種がある。隔離環境である島や半島が多いことがその要因である。対馬のツシマギボウシ、シマトウヒレン、ヒメマンネングサ、ツシマアカショウマ、ツシマノダケ、壱岐のイキノサイコ(変種)、福江島のフクエジマカンアオイ、男女群島のトウカンゾウなどがある。

B. 動物相の特徴

アジア大陸に近い対馬には、ツシマヤマネコやツシマテン、男女群島にはダンジョヒバカリなど、隔離された環境下で独自の進化を遂げた動物も少なくない。また、渡り鳥の渡りの経路となっており、秋になると北方からカモ類をはじめとする冬鳥が、また、春、初夏には南方からツバメ、ホトトギスなどの夏鳥が見られる。このほか、鹿児島県出水地方とシベリア地方を行き来するマナヅルやナベヅル、さらにハチクマ、アカハラダカなどのタカ類や、ヤマショウビンやオウチュウ、コウライウグイス、ヤツガシラなどの渡りを見ることができる。沿岸に目を転じると、南方から海流に乗ってやってきたアカウミガメが産卵のために上陸する海岸がある。さらに、トンボやチョウといった昆虫類も季節風に乗って、南方や大陸からやってくる。

一方、海域環境は変化に富んでおり、ブリやサバ、イワシなどの回遊性の種とともに、ボラ、ハゼ類やマガキなど汽水性の種も豊富である。これは、外洋の環境ばかりでなく浅海域の環境についても、大村湾や有明海などの内湾や小入江、また海食崖の発達する海岸や転石海岸、砂浜や干潟の海浜など、非常に変化に富んでいるためである。

一方、陸水生物に関しては、起伏が激しく大きな平野の発達が少ない、河川は規模が小さく急勾配であるという地形的特性により、大雨や渇水などの自然災害の影響を受けやすいため、純淡水性の生物種は他県に比べると多くない。

(3) 歴史

① 先史

先史時代の遺跡としては、佐世保市の福井洞窟や泉福寺洞窟などの洞窟遺跡があげられる。泉福寺洞窟では1万6千年前のものと推定される最古級の豆粒文土器が発掘されている。

本県は、古くから日本と朝鮮半島・中国大陸とを結ぶ交通路となっており、『魏志』倭人伝には2世紀頃の対馬・壱岐の記述がみえる。『魏志』倭人伝に記された「一支国」の中心地であったと考えられている壱岐市・原の辻遺跡は、弥生時代の大規模な環濠集落である。遺跡の発掘調査では、弥生時代の遺物と共に韓半島の初期鉄器時代から原三国時代、および楽浪郡・遼東郡関係の土器や金属器などが出土し、当時の朝鮮半島や中国大陸との交流が具体的に裏付けられている。

県内での古墳の分布は、壱岐・対馬を中心に、平戸から小値賀にかけての県北部や大村湾東岸域、島原半島周辺と大きく分かれており、この時期にそれぞれの地域に有力者が存在していたことを示唆する。対馬では4世紀後半から5世紀にかけて古墳が築造され、壱岐では6世紀後半から7世紀にかけて巨大な古墳が築造されるようになる。特に、壱岐では、県内で確認されている古墳のうち約半数にあたる264基が集中している。

② 古代

天智2(663)年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れると、北部九州や瀬戸内海沿岸にかけて防衛のための山城が築かれていくが、国境の島である対馬には金田城が築城された。朝鮮式山城とも呼称されるこの城は、石積みの城壁や城戸、石塁などからなる大規模なもので、各地から防人を配置して国境防備にあたった。

五島列島も古代における重要な航海拠点であった。中国大陸の先進文化を摂取するため、630

年から894（寛平6）年にかけて計18回にわたって遣唐使を派遣したが、朝鮮半島の新羅国との関係が悪化すると、博多から平戸を経て五島列島を南下し、福江島から一気に東シナ海を南下して揚子江口に達する航路が主要ルートになっていく。航路沿いに位置する平戸島の安満岳や支々伎神社、小値賀町野崎島の神嶋神社、新上五島町中通島の山王山などは、当時からこの海域を往来する人びとの信仰を集めたと考えられる。また、五島市には遣唐使船に乗り中国から帰朝した弘法大師（空海）に由来をもつ明星院や大宝寺がある。9世紀末に遣唐使船が廃止された後も博多を中心に中国との貿易が続けられ、平戸 - 五島列島ルートは外洋船の航路として活用される。東シナ海を横断する最終寄港地である五島市三井楽は、平安時代には「亡き人に逢える島」と称され、異国との境界や日本最果ての地として認識されていた。

③ 中世

律令制の崩壊が進むと、本県域においても松浦郡の宇野御厨や彼杵郡一帯には彼杵荘など公領・荘園がみられるようになる。こうした支配域を基盤に、宇野御厨の域内には松浦党とよばれる中小武士団が、また彼杵荘には波佐見・川棚・伊木力・日宇など現在にも地名が残る在地勢力が台頭するようになる。

11世紀後半から13世紀中葉にかけては日宋貿易が盛んになる。貿易の日本側の拠点であった博多などには宋の商人が居住し、日中間を往来しながら貿易活動に従事していた。松浦地域から大村湾沿岸地域にかけての遺跡からは、日本への輸入品であった貿易陶磁が高い割合で出土している。

鎌倉時代中期、元と高麗の連合軍が2度にわたって日本を侵攻した（文永の役・弘安の役）。対馬・壱岐・松浦沿岸が戦場となり、対馬の宗氏や壱岐国守護代の少式資時などが奮戦するも苦戦した。しかし、大暴風雨により元の船団が壊滅的な打撃をうけ日本遠征は失敗に終わる。松浦市鷹島沖の海底で行われた発掘調査では、元軍の武器である「てつほう」や刀などのほか、元軍の軍船も発見されている。

室町幕府の3代将軍・足利義満は明にむけて使節船を派遣した（遣明船）。船には多くの商人も乗り込み、明の貿易港である寧波などで私貿易を行った。当初は室町幕府による独占が続いたが、輸入品である陶磁器・絵画・香料などの唐物を求め、やがて守護大名や有力寺社も貿易船を出すようになる。遣明船は博多で準備を整え、平戸から五島を経て明へ至るのが一般的であったため、平戸的山大島や五島の奈留は発着地として極めて重要な地点となった。

1370年代から80年代をピークに、朝鮮半島や中国沿岸において倭寇とよばれる集団による海賊行為が頻発した（前期倭寇）。倭寇勢力の中心は北部九州の武士や民衆であり、対馬・壱岐・松浦の3ヶ所が根拠地といわれる。朝鮮王朝は辺境の警備を強化し倭寇の討伐を進める一方で、倭寇の首領に投降を勧め、投降した場合には土地や家財、官職を与えるなど懐柔につとめた。室町時代初期には西国の大名や有力者が朝鮮との通交関係を持つようになるが、次第に対馬宗氏が独占的地位を固めていく。

戦国時代になると各地で合戦が繰り返されたが、肥前国でも各地で有力者が台頭した。島原半島では鎌倉御家人の有馬氏が、肥前彼杵荘の小地頭からは大村氏が、松浦党内部からは平戸の松浦氏と宇久の宇久氏が台頭した。宇久氏は南北朝時代に宇久島から福江島に移住し、五島列島の諸氏を配下に治めた。

16世紀半ば以降、中国の海商が九州に来航し、定着して密貿易や海賊行為を行うようになる

(後期倭寇)。平戸や五島に根拠地を置いた王直や鄭成功の父・鄭芝龍はその代表で、九州大名の多くは彼らを領内に受け入れたため、中国貿易の拠点が博多から九州各地に移った。このような後期倭寇による活動ルートに便乗して、やがてポルトガル船が来航することになる。

天文 19 (1550) 年にポルトガル船が平戸に来航し、イエズス会のフランシスコ・ザビエルも宣教活動を行い、平戸は南蛮貿易の港として定着する。その後、大村氏・有馬氏・宇久氏など大名の保護のもと、ポルトガル船は横瀬浦 (西海市)・福田浦 (長崎市)・口之津 (南島原市) の各地に入港するようになり、貿易が盛んに行われるとともに宣教師によるキリスト教の布教が進んだ。

元龜 2 (1571) 年に長崎が開港すると、前後して町割が行われ、キリシタンや諸国からの商人らが集住し、以後長崎は貿易港として定着していく。大村純忠は長崎と茂木を、有馬氏も浦上をイエズス会へ寄進した。

キリスト教の布教に伴って、セミナリヨ (神学校) やコレジヨ (学院) といった日本人宣教師養成のための教育機関が各地に設置された。また、このような教育機関で教育を受けた 4 名の少年がローマに遣された (天正遣欧少年使節)。

天正年間 (1573~1592 年)、大名や武将、知識人の多くがキリスト教の信者になったが、九州を平定した豊臣秀吉は伴天連追放令を発し、長崎・茂木・浦上を没収した。また捕縛したフランシスコ会宣教師 6 人を含む 26 人のキリシタンを長崎の西坂で処刑した (二十六聖人殉教)。

豊臣秀吉は明征服を目的に、朝鮮半島へ 2 度にわたる大規模な派兵を行った (文禄・慶長の役)。肥前名護屋城から朝鮮半島へ渡るための兵站基地として壱岐の勝本城、対馬の清水山城が築城され、対馬の宗義智のほか有馬氏・大村氏・松浦氏・五島氏らが渡海した。朝鮮・明の連合軍との戦闘は秀吉が死去するまで続いた。大名たちは帰国に伴い多数の朝鮮人を捕虜として日本に連行したが、その中にいた陶工の影響で、肥前の有田や波佐見などで窯業生産が始められた。

④ 近世

江戸幕府は前代からの禁教政策を踏襲しつつキリスト教宣教を黙認していたが、全国に禁教令を布告した。これ以後、幕府はキリシタンの徹底弾圧を行うとともに、16 世紀以来日本と通商関係にあったポルトガル船の来航を禁止し、全国的な沿岸警備体制の確立を急いだ。寛永 18 (1641) 年には平戸オランダ商館を長崎出島に移し、幕府による鎖国政策は完成をみた。

幕府は長崎を直轄地 (天領) として奉行所を設置し、長崎奉行を派遣して支配にあたるとともに、福岡藩と佐賀藩に対して一年交代に長崎警備にあたるように命じた。また、中国人についても、密貿易対策を目的として唐人屋敷に集住させた。長崎の重要性が高まりをみせるなか、幕府や藩によって長崎と豊前小倉とを結ぶ長崎街道が整備され、多くのヒト・モノが行き交った。

文禄・慶長の役によって断絶していた日朝関係であったが、徳川幕府が成立すると国交回復の機運が高まる。朝鮮王朝との交渉には、中世から朝鮮通交が深い対馬宗氏があたり、朝鮮国王からの使者を招聘することに成功した。対馬藩は江戸時代を通じて朝鮮との貿易に従事し、将軍代替わりごとの朝鮮通信使の来日にたずさわるなど幕藩体制のなかで独自の地位を築いた。

平戸藩は、松浦党からでた松浦氏が、平戸湾を見下ろす平戸城を拠点に壱岐や宇久・小値賀など周辺地域までを支配した。江戸後期の藩主であった松浦清山は『甲子夜話』を著すなど、文人大名として活躍した。また、生月の益富組など捕鯨業が盛んとなり藩の財政を潤した。

キリシタン大名であった大村氏は、その後法華宗に改宗し、大村湾をのぞむ玖島城を拠点に城下町を形成し領内支配にあたった。領内の文教政策に尽力し、藩校・五教館は多くの人材を輩出

した。

島原半島では有馬氏が転封されたのち、松倉重政が入部し島原城を築城した。松倉氏の領内支配に対して領民たちが蜂起して島原城を包囲攻撃し、その後原城に立て籠もった。一揆は幕府軍により鎮圧されるが、近年の原城跡の発掘調査からも籠城者の大多数がキリシタンであったことが判明している（島原・天草一揆）。その後、島原は数度にわたって藩主家が入替るも、寛文9年（1699）以降は松平家が入部し、戸田家の統治をはさみながらも、松平家は廃藩置県まで続いた。

宇久島を拠点にしていた宇久氏は14世紀末に福江島に移り、五島氏を称する。五島氏は福江を城下町とし、五島列島の大小の島々を支配した。西欧列強の圧力が高まった幕末には、我が国最後の和式築城である福江城（石田城）を築いた。

戦国末期に龍造寺氏が肥前国領域に勢力を広げていたことから、県域には佐賀藩の飛び地として、諫早の地を領有した親類同格の諫早家が領有した諫早領、島原半島に家老神代鍋島家の神代領、長崎半島に家老深堀鍋島家の深堀領の三領が存在していた。諫早家・深堀家は、佐賀藩の長崎警備の任務を分担した。

出島や唐人屋敷が置かれたことで、長崎は江戸時代における数少ない海外との窓口となり、政治・経済・学問・文化など様々な分野の情報が集積する一大先進地となっていく。中国からは多くの人びとが長崎へ渡来し、興福寺などの中国様式の寺院（唐寺）や中島川に架かる眼鏡橋を架設し、また招きに応じて渡来した隠元は黄檗宗の開祖となる。

オランダからは出島を通じてヨーロッパの学術・文化・技術がもたらされ、蘭学として当時の日本に大きな影響を与えた。特に、貿易業務に従事した阿蘭陀通詞からは、『鎖国論』を著した志筑忠雄や蘭方医の吉雄耕牛などが輩出されている。また、オランダ商館医として長崎に来航したシーボルトは鳴滝に塾を開き、全国各地から広く門人を集めた。

幕府によるキリシタン禁制政策が続くなか、独自の信仰組織を形成し、キリスト教由来の儀礼や行事をとりおこなうことで信仰を守った人びともいた（潜伏キリシタン）。また、18世紀後半、人口増等の理由から大村藩領の外海地域（長崎市）から五島藩への移住が進められたが、そのなかには潜伏キリシタンも含まれており、離島部でキリシタン集落が形成されていった。

19世紀には西洋列強の圧力が日本にも及ぶようになり、ロシア使節レザノフの来航やイギリス軍艦フェートン号の長崎港侵入事件が相次いで起こる。長崎港周辺には、正保4（1647）年のポルトガル船来航を契機に、承応4（1655）年に平戸藩により7箇所（古台場）が設置されていたが、幕府は更なる海防強化を余儀なくされ、文化年間に9箇所の新台場、4箇所の増台場を築いた。さらに、佐賀藩は長崎の伊王島や神ノ島への新規台場の建設を進めた。

⑤ 幕末～近代・現代

19世紀に入ると、開国を迫る欧米列強の圧力の下で、安政元（1854）年に米、英、露と和親条約を締結、さらに安政5（1858）年には米、蘭、露、英、仏5カ国と相次いで修好通商条約が締結された。これにより長崎のほか横浜、函館が開港し、長崎では各国の領事館が設置されるとともに、東山手から南山手一体に外国人居留地が設置され、洋風建築が建ち並んだ。

元治元（1864）年、外国人向けに建設された大浦天主堂で、浦上の潜伏キリシタンが信仰告白を行った、いわゆる「信徒発見」が起こると、長崎周辺や五島、平戸など、各地で潜伏キリシタンのカトリックへの復帰が進んだ。一方、幕府はキリシタン禁制を盾に弾圧を強化したが、欧米

列強の批判を浴び、明治6（1873）年に明治政府はキリシタン禁制の高札を撤去した。

海防体制強化の課題解決に向けて、海軍養成と軍艦保有を目指した幕府は、安政2（1855）年に長崎に海軍伝習所を開設するとともに、文久元（1861）年に長崎製鉄所を建設した。長崎製鉄所は、明治維新後に官営となり長崎造船所と改称されたが、明治20（1887）年には政府から払い下げを受けて三菱による民間経営となり、以後施設の拡張・整備が続けられ、日露戦争前後には東洋一の造船所に発展した。また、外国船の燃料需要の高まりを受けて、長崎港周辺の炭鉱開発が進み、明治2（1869）年の高島北溪井坑の出炭を皮切りに、端島や中ノ島などの島嶼部でも炭鉱開発がすすめられ、明治中期には日本を代表する炭鉱へと発展した。このほか、明治24（1891）年に採掘を開始した松浦炭坑、明治40（1907）年に採掘の始まった崎戸炭坑など、県内各地で炭鉱開発が進み、近代化を支えた。

本県の近代化は、外国人居留地が建設された長崎市と、鎮守府が設置された佐世保市の2つの都市により進められた。長崎市では、明治中期以降、3次に亘る港湾整備に伴う大規模な埋立工事により、都市の骨格が形成された。また、橋梁群の架橋や路面電車の運行（大正4（1915）年）、日華連絡線就航（大正12（1923）年）、日見トンネルの開通（大正15（1926）年）など、交通体系が整備された。明治中期以降は、都市の拡大と人口増加に対応した飲料水確保が課題となり、明治24（1891）年には本河内貯水池を始めとする水道施設を整備した。一方、佐世保市では、明治22（1889）年の佐世保鎮守府の設置を契機に、海面埋立を進めつつ、海軍造船廠・海軍工廠の整備（明治36（1903）年）、立神係船池の整備（大正5（1916）年）等により、海軍基地の骨格が形成された。また、明治22（1889）年の佐世保軍水道整備、明治39（1906）年の海軍橋架橋など、インフラ整備も進み、人口も大幅に増加した。

対馬、壱岐では、日清・日露戦争と前後して、対馬海峡の防衛対策として要塞化が進んだ。対馬では、明治20（1887）年には浅茅湾4箇所砲台整備、明治29（1896）年には竹敷海軍要港部の設置、明治31（1898）年に13箇所砲台の堡塁整備、明治33（1900）年には万関運河開削と、短期間で軍事施設を整備し、日露戦争後には浅茅湾周辺の砲台を廃止し、豊砲台など島の南北に砲台を設置した。壱岐では日露戦争後に砲台の建設が進み、中でも昭和8（1933）年に完成した黒崎砲台には巡洋戦艦赤城の主砲2門が据えられ、対馬の豊砲台や豆敷砲台と並んで当時最大のものであった。

昭和4（1929）年の世界恐慌により深刻な不況にあえぐ日本は、大陸進出を唱える軍部の発言が強まり、満州事変を契機に戦争へと突入していく。昭和16（1941）年には佐世保海軍工廠川棚分工場が開設され、昭和18（1943）年には川棚海軍工廠として独立した。大村海軍航空隊は大正12（1923）年に開設されていたが、昭和16（1941）年には佐世保海軍工廠飛行機部と佐世保海軍軍需部大村補給工場が統合して、第21海軍航空廠が設置され、飛行機やエンジンの製作、修理等を担当した。また、三菱長崎造船所での戦艦武蔵の建造に代表されるように、造船業を中心に県内の軍需産業が活況を呈した。

昭和20（1945）年に入ると本県でも空襲が激しくなり、6月には佐世保中心街が空襲により焦土と化した。さらに、8月9日午前11時2分、長崎市に投下された原子爆弾により、爆心地近くの長崎医科大学（現在の長崎大学医学部）や浦上天主堂は崩壊し、死者7万人以上、負傷者7万人以上に及ぶ未曾有の被害を受けた。6日後の8月15日、日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏し、終戦を迎えることになる。

戦後は、佐世保鎮守府の解体等の戦後処理とともに、復興が図られることになる。特に昭和25

(1950)年に始まる朝鮮戦争を契機として佐世保に米軍基地が整備され、三菱造船所や佐世保重工業、大島造船所をはじめとして造船業が活況となった。また、製鉄用原料炭を産出した北松炭坑も好況となった。造船業は、その後も石油需要の増大による大型タンカーの建造ブームに乗って設備の大型化が進み、昭和40年以降12年にわたって進水量世界一となり、本県経済の戦後の発展を支えた。さらに、自動車の普及に合わせて、昭和30(1955)年に架橋された西海橋をはじめ、県内のインフラ整備が飛躍的に進み、平成2(1990)年には長崎自動車道が全線開通し、人々の往来や物流が活発になった。

一方、被爆により甚大な被害を受けた長崎市では、爆心地を中心としたエリアを都市公園として昭和26(1951)年から整備を開始した。現在は「祈りのゾーン」「学びのゾーン」「願いのゾーン」からなる平和公園として整備され、被爆の実相を伝えるとともに、世界平和を願う場となっている。

2. 文化財を取り巻く近年の動向

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

我が国の人口は、2010年の1億2806万人をピークとして減少傾向にあつて、本格的な人口減少社会に突入している。また、総人口に占める高齢者の割合は、今後さらに上昇し、2025年には30%まで上昇することが見込まれる。

本県においても、現在約132万1千人の人口は、2025年には125万7千人、2040年には105万3千人に減少することが見込まれている。さらに14歳以下のこども(年少人口)が現在の16万6千人から2025年には15万2千人に減少することが予測される一方で、高齢者数は右肩上がりで増え続けて、現在43万6千人の高齢人口は、2025年の44万2千人でピークを迎え、2040年には、県民の約4割が65歳以上の高齢者になることが予測され、全国に先んじて少子高齢化が進行している。

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域活力の低下が危惧されているが、文化財保護への影響も大きい。従来、文化財の維持管理は原則的に所有者に委ねられていたが、今後高齢の所有者が自律的に維持管理を行うことが難しくなることが予想される。また、これまで地域で継承されてきた伝統芸能や無形文化の担い手が不在となることにより、将来的に衰退や消滅することも懸念される。

(2) 観光資源や地域資源としての注目度の高まり

本県では、平成18(2006)年に「観光振興条例」を制定するとともに「長崎県観光振興基本計画」を策定し、地域の歴史、文化、自然、景観、食などを活用して国内外からの観光客誘致に取り組んでいる。県の観光動向調査によると、平成30年の本県の延べ宿泊者数は、平成29年から19万人増の836万人(対前年比+2.3%)となった。日帰り客はクルーズ客船の乗客乗員数が増加したものの夏場の猛暑の影響により屋外型観光施設の入場者数が減少したことなどから、1.5万人増の2,048万人(対前年比+0.1%)と微増にとどまった。一方、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産(県内)への来訪者数は、登録前後の年間比で約1.5倍の増となっている。このように本県の歴史文化を特徴づける様々な文化資産は、保存への影響を十分配慮しながら適切に活用されれば、本県の魅力を強調する有力な素材として、誘客や交流人口の拡大

につなげることができる。

また、本県が有する豊かな自然や環境、歴史文化等は大きな魅力であり、観光振興のみならずふるさと教育による若者の地元定着の促進、UI ターン希望者の増加、離島の振興など地域振興に寄与することが期待されている。

(3) 自然災害の増加、危機管理の要請

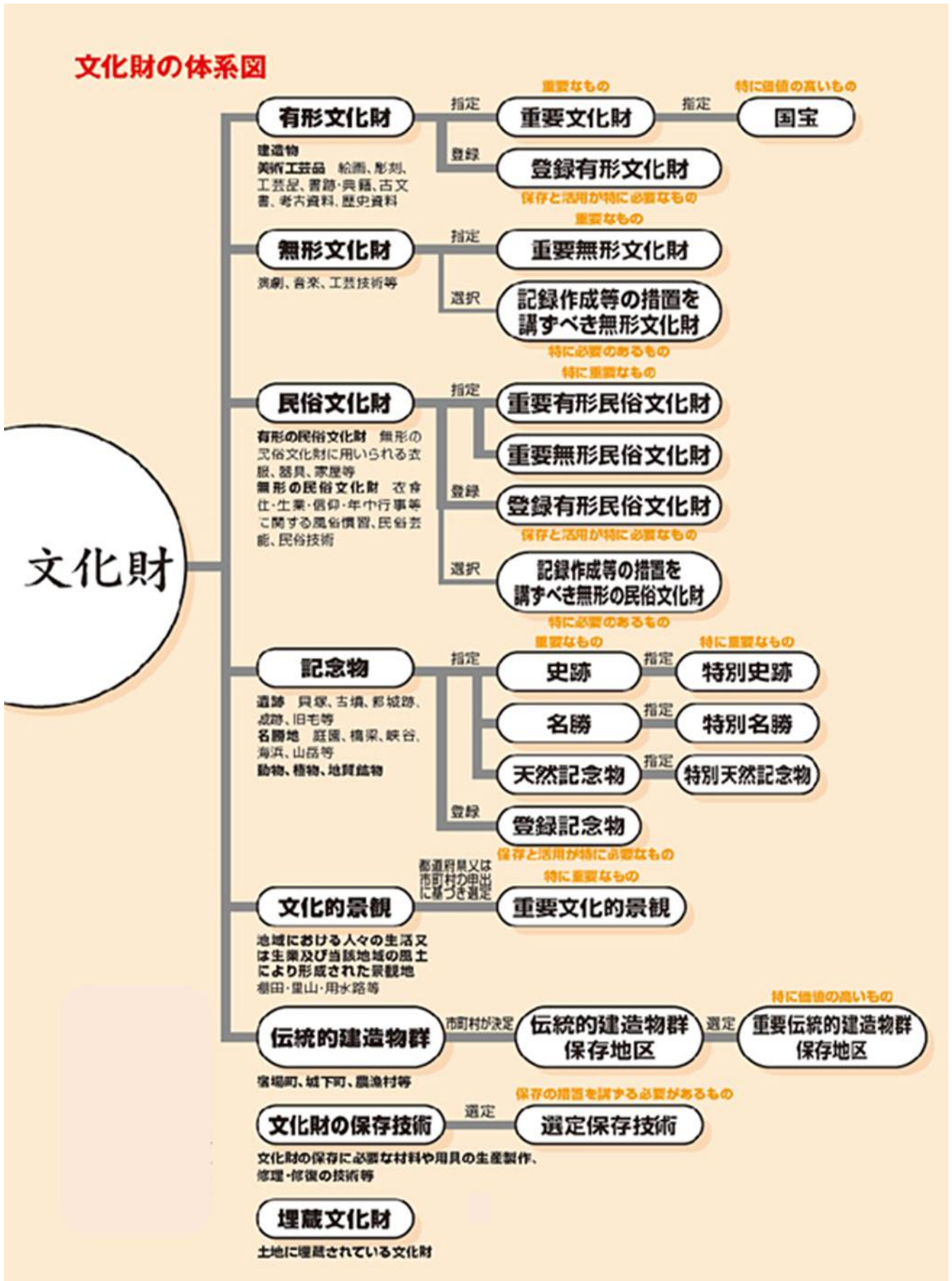
2016年4月の熊本地震、2017年7月の九州北部豪雨、2018年の西日本豪雨など、近年の度重なる台風等による暴風雨や地震などの大規模災害は、人的、物的な被害に留まらず、所在の文化財にとっても大きな被害をもたらし、未だ復旧再建の途上である。また2019年のノートルダム大聖堂や沖縄首里城の火災による焼失は記憶に新しい。

文化財は、一度壊れたり焼失したりしてしまえば永遠に失われてしまうため、平時から災害の発生に備えて、文化財の種類や性質に応じた防災、減災対策の推進が求められる。また、非常災害に直面した際には、速やかに避難や応急の措置が講じることができるよう連絡体制やネットワークを構築しておくことが不可欠である。離島やへき地などを多く抱える本県の場合は、特にその対策は急務であり、かけがえのない地域の文化財を不意の災害の発生で失うことがないように、日頃から心がけておく必要がある。

また、文化財の活用や価値の発信は、観光客の増加や経済的効果、人的交流を生み出す一方で、文化財の放火・盗難・毀損などの防災・防犯リスクを高める可能性もある。そのため、活用の施策と表裏一体で防火・防犯等の防災対策を推進して万全の備えが必要である。

3. 長崎県の文化財

(1) 長崎県の文化財の特徴



① 国指定等文化財の数 294 件 (R1. 9. 1 現在)	
・有形文化財	69 件 (建造物 36 [うち国宝 3]、美術工芸品 33)
・民俗文化財	7 件 (うち無形 7、有形 0)
	※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 22 件
・史跡	32 件 (うち特別史跡 2)
・名勝	7 件 (うち特別名勝 1)
・天然記念物	35 件
・重要文化的景観	7 件
・重要伝統的建造物群 保存地区	4 件
・登録文化財	133 件 (うち建造物 129、美術工芸品 1、記念物 3)
② 県指定文化財の数 385 件 (R1. 9. 1 現在)	
・有形文化財	151 件 (うち建造物 32、美術工芸品 119)
・無形文化財	3 件
・重要民俗文化財	32 件 (うち無形 22、有形 10)
・史跡	93 件
・名勝	1 件
・天然記念物	105 件
③ 市町指定文化財の数 1,168 件 (R1. 5. 1 現在)	
・有形文化財	489 件 (うち建造物 97、美術工芸品 392)
・無形文化財	15 件
・民俗文化財	197 件 (うち無形 80、有形 117)
・史跡	326 件
・名勝	7 件
・天然記念物	134 件

① 有形文化財 (建造物)

国指定重要文化財 (建造物) には、国際交流の歴史に基づく建造物が多く、地域特有の歴史や文化の特徴を現した寺院、社殿、教会堂、和風・唐風建築、洋風建築、土木構造物など多種多様の文化財建造物が残っている。

長崎市内にある「興福寺」・「崇福寺」・「聖福寺」など、江戸時代初期に中国から渡来した隠元禅師を開祖とする黄檗宗の寺院が重要文化財に指定されている。このうち崇福寺の「大雄宝殿」・「第一峰門」は、中国で部材を切り組み、唐船で運ばれたもので、国宝に指定されている。また、興福寺の僧黙子如定によって架けられたと伝えられる「眼鏡橋」 (長崎市) は、我が国最古級のアーチ形の石橋である。

安政6 (1859) 年長崎が横浜、函館と共に開港されると、旧市街地の南郊に位置する大浦・東山手・南山手一帯 (長崎市) には外国人居留地が形成され、国際貿易都市として繁栄した。特に「旧グラバー住宅」 (長崎市) のように長崎の洋館のほとんどは、日本人の大工によって建てられた木造洋風建築ないし、木造擬洋風建築が特徴となっている。明治32 (1899) 年に居留地が廃止され、120余年経過した今日においても、幕末から明治にかけて建てられた (擬) 洋風建築と居留地時代の石畳・側溝・石垣・樹木が一体となって歴史的な風致をとどめている。

さらに、我が国で現存する最古のキリスト教会堂である「大浦天主堂」（国宝 長崎市）をはじめ、離島部には「江上天主堂」（五島市）や「頭ヶ島天主堂」（新上五島町）など、地域に密着した特徴的なカトリック教会堂が現存している。

江戸時代末期から第二次世界大戦終了時までの近代化遺産といわれる建造物としては、「旧香港上海銀行長崎支店」や「旧長崎英国領事館」（いずれも長崎市）などの官公庁や銀行などにおける様式主義的建築がある。また、早期の鉄筋コンクリート造建築として、「旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設」（佐世保市）がある。さらに水道施設などの土木構造物として、「本河内水源地水道施設」（長崎市）が指定されている。その他、地理的あるいは歴史的的特性などにもとづく目立った建造物が数多く確認できる。とりわけ近代にあっては、建造物としての質の高さだけでなく希少性に富むものが多い。

登録有形文化財（建造物）には、「小早川家住宅主屋」（島原市）をはじめ、城下町を中心に武家屋敷や商人の町屋などの歴史的景観に寄与しているものが登録されている。また、江戸時代中期から明治初期にかけて、西海屈指の鯨組であった益富組の本拠地として栄えた集落にある「益富家住宅主屋」（平戸市）や明治時代の御殿の特色をみることができ貴重な建造物である「松浦史料博物館（旧松浦詮邸）千歳閣」（平戸市）などが登録されている。

鉄筋コンクリート二階建てで、左右対称の外観、幾何学的な装飾などが特徴である「佐世保市民ホール（旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館）」（佐世保市）、音響に優れた大型木造洋館が特徴である「旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂」（波佐見町）などの歴史的景観に寄与しているものが登録されている。周囲の山々や川と調和して優美な風景をつくり出している「吉井川橋梁・吉田橋梁・福井川橋梁」（佐世保市）、日本で自動車が交通手段として使われ始めたころの本格的なトンネルである「日見トンネル」（長崎市）も登録されている。

このように登録有形文化財（建造物）には、住宅や店舗、社殿や堂宇、橋、トンネル、ダム、石垣や煙突、重機など幅広い建造物などが登録されている。また、これらの歴史的特性がある建造物や近現代建造物などについて未指定のものも多く、登録に向けた現況調査を実施し、保存や活用を目指していくことが望ましい。これからも、登録文化財制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくり資源として積極的に活用させることが期待される。

これらの建造物は、これまでの災害による復旧や老朽化に伴う修理などにおいても、関係者の手によりその価値を損なうことなく、適切に修復が行われてきた。しかしながら近年の激甚化した災害に対応するためには、更なる耐震・耐風性能の確保が必要であり、文化財建造物の構造的な特性を活かした耐震診断と文化財建造物の価値を損なわない耐震補強工事・耐風対策が急務である。また、防災設備についても古い設備は必要に応じて更新し、維持管理体制の実情に応じた防災設備計画と定期的な訓練が必要である。さらに、文化財建造物の周辺環境の保全に努め、文化財建造物の保存・活用を図っていくことが求められる。

また、近代の建造物の構成材料（煉瓦、鉄、鉄筋コンクリート）は、近世の建造物の材料（土、石材、木材）と比べて、老朽化速度が速く、修復技術の研究が必要である。これまで大切に保存・活用されてきた文化財建造物を後世に受け継ぐためにも、個々の文化財建造物についての保存活用計画を策定し、計画的な修理、耐震補強、耐風対策の実施が望ましい。

修理・修復については、地元業者への技術・技能の継承が重要である。そのためにも修理工事現場の公開による地元業者の技術者・技能者の研修の場としての活用やヘリテージマネージャーとの連携の推進など、歴史的建造物を含めた文化財建造物と地域をつなぐ取組みを各市町と一緒

になって検討する。

② 有形文化財（美術工芸品）

国指定重要文化財の絵画である「紙本著色泰西王侯図六曲屏風」は、16世紀に長崎を中心に広まったキリスト教とともに、ヨーロッパの画法が取り入れられた絵画作品である。そのほか、近世中期に長崎で活躍した画家・熊斐（ゆうひ）の「絹本著色鯉魚跳龍門図」（長崎市）は、長崎へ渡来した清人・沈南蘋の画風を継承し、18世紀の日本画壇に革新をもたらした長崎派を代表する作品として評価されている。県指定絵画には、「長崎日蘭貿易絵巻」や「長崎日清貿易絵巻」（いずれも平戸市）など、中国・オランダなど海外との貿易で繁栄を築いた近世長崎の様子を描いたものがある。

国指定重要文化財の彫刻はいずれも仏像で、飛鳥時代の作である「銅造如来立像」（五島市）のほか、「銅造如来立像」（新上五島町）や「銅造如来坐像」（対馬市）のように朝鮮半島から日本へもたらされた金銅仏が指定されていることも特徴である。県指定有形文化財の彫刻も仏像が圧倒的な割合を占める。奈良・平安時代の作とされているものから、仏像背面に永正10（1513）年の銘文をもつ「大雄寺の十一面観世音菩薩坐像」（諫早市）などの優品が多い。また、県指定でも朝鮮半島で制作された金銅仏が多く、壱岐市・対馬市を中心に平戸市・松浦市など県北地域に分布している。

国指定重要文化財の工芸品には、亀岡神社の「鑢頭大刀 無銘拵付」や大友宗麟から松浦鎮信に贈られたと伝えられる「紺糸威肩白赤胴丸 兜・大袖付」（いずれも平戸市）は、平戸松浦家との関係が深い文化財である。県指定工芸品には、梵鐘や鰐口などの仏教具が多い。中世に流行した円形板に浮き彫りした仏像を留めた懸仏は、「田平熊野神社の懸仏」（平戸市）など神社の奉納品として伝世している。

国指定重要文化財の書跡・典籍には、高麗王朝の国家事業として制作された版木から印出された経典（版経）で、11世紀の版木で印行されたことから初雕版といわれ、国内外にも遺例が少ない「高麗版大般若経」が壱岐市・対馬市に所在する。そのほか、慶長12（1607）年に長崎で刊行された、いわゆるキリシタン版といわれる「珠冠のまぬある」（長崎市）がある。県指定では、中国・元版の「西福寺の元版大般若経」「東泉寺の五部大乘経」（いずれも対馬市）が指定されている。

国指定重要文化財の古文書である「朝鮮国告身」（対馬市）は朝鮮王朝が発給した辞令書であり、倭寇の被害に苦慮していた朝鮮王朝による倭寇対策の一つを示す文化財である。「小田家文書」（対馬市）は、中世対馬における網による漁業や製塩など海民の様相を伝えるとともに高麗との交易関係を示し貴重である。県指定の「肥前島原松平文庫」は、島原藩主・松平忠房が蒐集した古典籍群であり、国文学研究における資料として広く知られている。

国指定重要文化財の考古資料については、発掘調査の成果としての指定が進められ、1990年代以降、相次いで指定されている。「長崎県泉福寺洞窟出土品」（佐世保市）は、我が国最古段階の土器である豆粒文土器など、旧石器時代から縄文時代早期にかけての出土遺物である。また、弥生時代の遺跡で県を代表する特別史跡「原の辻遺跡」の発掘調査の成果として「長崎県原の辻遺跡出土品」が指定されている。県指定の考古資料には、弥生時代の農耕の実相を明らかにした「里田原遺跡出土の木製品」（平戸市）や、島原半島の弥生時代の首長墓地からの出土品である「景華園遺跡出土の一括遺物122点」（島原市）などがある。

国指定重要文化財の歴史資料には、海外との交流や近代的技術を取り入れた先進性を示す文物が指定されている。ドイツ人医師・シーボルト関連の資料である「シーボルト関係資料」（長崎市）や、「長崎奉行所関係資料」（長崎市）や「対馬宗家関係資料」（対馬市）など海外交流とも関係の深い近世の古文書群もある。また、平成8年に新設された指定基準である「科学技術」の最初の指定として安政4（1857）年に幕府がオランダから購入した工作機器「豎削盤」（長崎市）がある。県指定の歴史資料には、松浦市鷹島の海岸で住民が発見したという「鷹島の管軍総把印」（松浦市）がある。そのほか、平戸藩の松浦静山が執筆した「甲子夜話（副本・写本）」や「地球儀・天球儀（1対）」（いずれも平戸市）など、平戸松浦家に伝来する多様な資料が指定されている。

登録有形文化財（美術工芸品）は、文久2（1862）年に来日したオランダ人医師アントニウス・ボードインが日本滞在中に収集・撮影した写真コレクションがある。

指定文化財のなかには仏像や仏具など信仰の対象となっているものがある。近年の少子高齢化・過疎化の影響を受けて、地域住民による神社仏閣等の維持そのものが難しくなっていくなか、指定文化財の維持管理や修復などにも困難が生じている。加えて、県内では過去に美術工芸品の盗難事件が発生しており、個人や法人所有者による防犯対策の強化も求められる。地域の美術館・博物館等の保存施設に寄託するなど、行政機関と連携をとりながら、美術工芸品を安全かつ安定的に、後世へ伝承していくための総合的な取組が必要である。

③ 無形文化財

本県において国の重要無形文化財についての指定はない。県指定無形文化財の「長崎の明清楽」（保持団体：長崎市明清楽保存会）は明朝・清朝の音楽という意味で、明朝の音楽は明治初期に廃れ、今では清朝の音楽のみを伝承する。「長崎刺繍」（保持者：嘉瀬照太）は、江戸時代に長崎に居住した中国人によって伝えられた刺繍技術が定着したものといわれ、長崎くんちの衣装や傘鉾などにも使用されている。いずれも近世から中国との交流をもつ長崎における異文化受容のあり方を今に伝えるものとして貴重である。「三川内焼 染付技術」（保持者：中里勝歳）は、三川内焼（佐世保市）の染付技術のうち、代表的な図柄である松樹の下に遊ぶ唐子をモチーフにした唐子文様が伝統的な手書きの筆致を継承したものとして評価されている。

無形文化財については、技術の習得に長い時間を要することから、後継者の育成が必要である。また、新たな指定対象を発見するための調査手法についても検討が求められる。

④ 民俗文化財

国指定重要無形民俗文化財には、10月の諏訪神社秋の大祭（くんち）で奉納される「長崎くんちの奉納踊」（長崎市）があり、全国的にも知名度が高く多くの観光客を集めている。各踊町は傘鉾を先頭に社前で奉納踊を奉納し、龍踊（じゃおどり）や唐人船など多彩な奉納踊は長崎独特の文化的伝統を伝えている。神前に奉納する舞楽である神楽は平安時代に起源が求められる、長崎県内においては「平戸神楽」（平戸市）、「壱岐神楽」（壱岐市）、及び五島列島域に伝わる「五島神楽」（五島市・新上五島町・佐世保市宇久島）がある。そのほか、年頭に綱引きや玉の奪い合いをして豊凶を占い、生業の発展や除災招福を祈願する年中行事である「下崎山のへトマト行事」（五島市）や大村市の旧・郡村に残る「大村の郡三踊（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）」は中世に源流をもつ風流踊で、踊り手の構成など近世以来のかたちを残し地域的特色や芸能の変遷の過程を示す。

県指定無形民俗文化財には、主なものとして、「田結浮立」（諫早市）、「木場浮立」（佐世保市）、「坂本浮立」（東彼杵町）、「井崎まっこみ浮立」（諫早市）など、伝統的な踊りと音楽である浮立があげられる。農民を中心に田祈祷・雨乞い等の際に行われた踊り、肥前国域を中心に数多くの風流の伝統が残っている。また、中世に起源をもつ霊を慰める鎮魂のための念仏踊りとして、「チャンココ」（五島市）、「オーモンデー」（同左）、「大島のジャンガラ」（平戸市）などがあげられる。そのほか、「千綿の人形芝居」（東彼杵町）や「皿山の人形浄瑠璃」（波佐見町）は、近世以降に日本各地に伝播し隆盛を極めた人形芝居の伝統を伝えている。

国の有形民俗文化財については指定はないが、県指定の有形民俗文化財には、大村藩の記録でも確認できる享保 7（1722）年の記年銘をもつ「西彼杵半島猪垣基点」（西海市）や、「西郷の板碑」「慶巖寺の名号石」（いずれも諫早市）など中世の石造物が指定されている。

無形民俗文化財のうち民俗芸能については、地域社会の生活様式の変化や少子高齢化にともなう担い手の減少によって、芸能自体の継承が危ぶまれているところもある。

⑤ 記念物

A. 史跡

国指定史跡のうち、旧石器時代から古墳時代のものは、旧石器時代～縄文時代の洞窟遺跡（「泉福寺遺跡」（佐世保市）・「福井洞窟」（佐世保市））や支石墓（「大野台支石墓群」（佐世保市）・「原山支石墓群」（南島原市））、島嶼部の弥生時代集落や墓地（特別史跡「原の辻遺跡」（壱岐市）・「塔の首遺跡」（対馬市））、島嶼部や半島の古墳群（「根曾古墳群」（対馬市）・「矢立山古墳」（対馬市）・「壱岐古墳群」（壱岐市）・「曲崎古墳群」（長崎市））が指定されていて、対外交流の痕跡を残す遺跡が多い。古代は、新羅の脅威に対抗するために作られた特別史跡「金田城跡」（対馬市）がある。

中世は、豊臣秀吉による朝鮮出兵の兵站基地として築城された「勝本城跡」（壱岐市）、「清水山城跡」（対馬市）、有馬氏の居城であった「日野江城跡」（南島原市）といった城跡が多いが、元寇関連の遺物が出土した水中遺跡である「鷹島神崎遺跡」（松浦市）や、鎌倉時代を中心に全国に流通した滑石製石鍋の生産地である「ホゲット石鍋製作所跡」（西海市）など、特徴的な遺跡も指定されている。

近世の史跡は最も数が多く、内容も多岐に渡る。近世諸藩の居城跡（「金石城跡」（対馬市））、藩主の墓所（「対馬藩宗家墓所」（対馬市）・「大村藩主大村家墓所」（大村市））、薬園跡（「旧島原藩薬園跡」（島原市））、生産遺跡（「肥前波佐見陶磁器窯跡」（波佐見町））のほか、貿易拠点であった「平戸和蘭商館跡」（平戸市）・「出島和蘭商館跡」（長崎市）や、長崎港警護のために設置された台場跡（「長崎台場跡」（長崎市））などは、海外に開かれた窓口であった長崎ならではの史跡といえる。また、「吉利支丹墓碑」（南島原市）、「大浦天主堂境内」（長崎市）は、キリスト教の繁栄と潜伏からの復活を示す史跡であり、「大浦天主堂境内」は世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産となっている。

近代は「小菅修船場跡」（長崎市）・「高島炭鉱跡（高島北溪井坑跡・中ノ島炭坑跡・端島炭坑跡）」（長崎市）といった産業遺産が指定され、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産となっている。「長崎原爆遺跡」（長崎市）は、県内で最も新しい時期の史跡であり、原爆の被害を物語る 5 箇所の遺跡で構成されている。

県指定史跡は中近世の史跡が多いが、中でも南島原市を中心に分布するキリシタン墓碑 21 件が指定されており、中世末から近世初頭にかけて隆盛を極めたキリスト教文化の面影を色濃く反

映している。このほか、島嶼部の弥生時代貝塚や埋葬遺跡、古墳時代の前方後円墳、中世の古戦場跡や近世の城郭・船倉・本陣・番所跡、近代の炭坑跡などが指定されている。

史跡の保存については、台風や大雨などの自然災害により、法面や石垣の崩落が増加している。また、近世の窯跡を中心とした盗掘防止対策も必要になっているほか、除草作業など日常的な維持管理を行う人材や費用が不足している。一方、中近世城館調査などの悉皆調査により、価値が明らかになった遺跡の史跡指定が十分進んでいない。同時に、生産遺跡など未調査の分野の悉皆調査を推進し、史跡候補の掘り起こしを進める必要がある。

史跡の活用については、地下に遺構が遺存している史跡の場合、価値を伝えるための整備や活用の手法が不十分な点が挙げられる。サイン整備や遺構復元等のハード面での整備のほか、ガイドの育成を始めとしたソフト面の充実が求められている。

B. 名勝

名勝は、自然の営為により作り出されたものを中心として構成される自然的な名勝と、人間の行為により造り上げられたものを中心に構成される人文的な名勝に分類できる。

本県の国指定名勝は、人文的な名勝である近世の庭園跡が最も多く指定されている。自然的な名勝では、近世平戸藩主が平戸往還沿いの風景地8箇所を選び、画家に作画させて顕彰した「平戸領地方八奇勝（平戸八景）」（佐世保市）があり、砂岩地帯に形成された風致景観が持つ鑑賞上の価値が評価されている。また、火山噴火で形成された波打ち際に広がる黒褐色の玄武岩と、強風の影響で樹木が叢生しない平明な草地からなる「三井楽（みみらくのしま）」（五島市）は、遣唐使の最後の寄港地であり、『蜻蛉日記』に「亡き人に逢える島」として紹介されるなど、鑑賞上、学術上価値が高い風致景観として指定されている。

特別名勝「温泉岳」は、島原市・雲仙市・南島原市にまたがり、温泉街とその周囲の山地、地獄を含む広大な広さを持つ。また、指定地内には「普賢岳紅葉樹林」「池の原ミヤマキリシマ群落」、「野岳イヌツゲ群落」、「原生沼沼野植物群落」、「地獄地帯シロドウダン群落」、「平成新山」と6つの国指定天然記念物が含まれ、植物や地質鉱物の観点からも価値が高く、人文的・自然的要素を含む複合的な価値を有する。

県指定名勝は、「滝の観音」（長崎市）のみである。高さ30mの滝を背景に、黄檗宗寺院の本堂・庫裡などがあり、随所に異国風な石造が配された景勝地で、諫早領主をはじめ文人墨客に愛された優れた風致景観として評価されている。

このほか、登録記念物（名勝地）として、「平和公園」（長崎市）が登録されている。長崎刑務所浦上刑務支所など、原爆投下の物証となる歴史的意義を有する場所であるとともに、平和記念像など、世界に向けて核兵器の禁止と世界平和の実現を呼びかける場所として記念的な意義をもつ都市公園である。また、島原市にある雲仙岳の麓の豊かな湧水を利用して造られた独特の風致景観から成る近代の住宅庭園である「旧伊東氏庭園」が登録されている。

名勝の保存の面では、自然災害に伴う法面の崩落や落枝などのき損等が近年増加傾向にある。また、人文的な名勝では清掃や除草、剪定といった日常的な維持管理を行う人材及び財源が不足している。

特別名勝「温泉岳」は、建物の老朽化や道路改修などが相次ぐ中で、今日的な観点に基づく保存管理上のルールの再検討が必要となっている。

このほか、名勝候補の掘り起こしを進める必要がある。特に自然的な名勝は、島嶼部を中心に自

然公園が複数存在する本県においては、潜在的に価値の高い名勝地が残されている可能性は高い。

C. 天然記念物

7. 動物

国天然記念物（動物）のうち、半数は対馬市に棲息する動物や生息地が指定されている。このうち、「ツシマヤマネコ」、「ツシマテン」は大陸系の哺乳類であり、本県全域で指定されている「ヤマネ」も大陸系のげっ歯類である。

県天然記念物（動物）は、「阿須川のアキマドボタル生息地」（対馬市）、「キタタキはく製標本」（対馬市）など、いずれも島嶼部に棲息する（棲息した）動物であり、国天然記念物の傾向と共通する。

野生動物の保護には、人間との共生が必須である。ツシマヤマネコは、対馬島内の道路整備が進む中で、交通事故による滅失の届出が後を絶たない。また、繁殖等のために全国の動物園で保護が図られ、公開も行われているが、公開活用には細心の注意を払う必要がある。近年では、天然記念物内で昆虫等を違法採取する事例が増加している。また、ツシマヤマネコの交通事故対策のように文化財保護部局のみでは対応が困難である場合もあり、さらに自然公園法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などにも配慮する必要があることから、国の自然保護部局や県市町の関係部局・機関とも連携を強化し、日頃から情報共有しながら効果的な対策を講じていくことが求められる。

4. 植物

国天然記念物（植物）は、地理的には雲仙岳山頂付近（雲仙市・南島原市）に「普賢岳紅葉樹林」「池の原ミヤマキリシマ群落」、「野岳イヌツゲ群落」、「原生沼沼野植物群落」、「地獄地帯シロドウダン群落」と5件の天然記念物が集中する。そのほか、多良山系から平野部にかけての諫早市・大村市のほか、平戸市、対馬市、五島市といった島嶼部にまとまる傾向がある。指定の内訳は、樹叢や群落、原始林といった自然林の指定が最も多く、「女夫木の大スギ」（諫早市）、「小長井のオガタマノキ」（諫早市）、「大村神社のオオムラザクラ」（大村市）、「奈良尾のアコウ」（新上五島町）のように、巨木や原木での指定が続く。このほか、「キイレツチトリモチ自生北限地」（長崎市）、「御橋観音羊歯植物群落」（佐世保市）、「へご自生北限地帯」（五島市）のように、南方系植物の北限地が複数指定されていて、対馬暖流が沿岸を洗う自然環境を反映している。また、「鱒浦ヒトツバタゴ自生地」（対馬市）は大陸系植物の南限にあたり、大陸に近い地理的特徴を反映している。このほか、保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域として、「阿値賀島」（平戸市）・「男女群島」（五島市）といった島嶼が指定されている。

県指定天然記念物（植物）の分布は、五島市が最も多く、平戸、壱岐、対馬など島嶼部に偏る傾向にある。クス、アコウ、イチョウなどの巨木や、社叢・樹叢といった天然林を指定した例が多いが、平戸市や五島市ではピロウやへご、リュウビンタイといった南方系植物の自生地が多く指定されている。このほか、保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域として「美良島」（小値賀町）が指定されている。

天然記念物の保護の面では、近年の大雨や台風等に伴う自然災害により、天然記念物の落枝や植物自体の流出が報告されている。また、五島市や対馬市などでは、シカによる食害も報告され、迅速な対応が求められている。活用面では、盗掘の恐れのある希少植物の取扱いを慎重に検討す

る必要がある。これらの植物のサイン整備や所在地の公表は、盗掘を誘発する可能性もあり、公開を差し控えるなどの対応が必要となる。

ウ. 地質鉱物

国天然記念物（地質鉱物）は、「七釜鍾乳洞」（西海市）、「斑島玉石甌穴」（小値賀町）、「平成新山」（島原市・雲仙市）がある。このうち、「平成新山」は、平成 2（1990）年 11 月に噴火を開始し、平成 3（1991）年の大火砕流により多くの犠牲者を出した普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドームで、活動の生成から収束までが目撃された火山として指定を受けた。

県指定天然記念物（地質鉱物）は、岩脈や溶岩トンネル、火山弾・火山涙産地など、中新世後期から第四紀の火山活動に関連するものが最も多く、変成鉱物の産地、植物化石層、淡水貝化石層、漣痕といった岩石・鉱物・化石の産出状態に関するものや、浸食により形成された甌穴が指定されている。地史との関連では、中新世後期から第四紀にかけての活発な火山活動に関連した地質鉱物が多く指定されているが、白亜紀末から古第三紀の河川湖沼堆積物である五島層群や対州層群に関連した漣痕や化石産出地のほか、4 億 8 千万年前とされる変はんれい岩露出地をはじめとする古生代～中生代の変成岩類も保護の対象となっている。

地質鉱物は、露頭や岩体そのものが保護や公開の対象となるが、崖面や法面など急傾斜地に立地するものも多く、特に家屋等に隣接する場合、崩落防止策が求められる。活用面にあたっては、除草など日常的な維持管理を行わなければ顕在化しないものもあり、これらの人材や財源の確保が求められている。また、希少鉱物の場合、サイン整備等の周知は盗掘を助長する場合もあり、公開活用には十分な配慮が必要である。

⑧ 文化的景観

県内では 7 件の重要文化的景観が選定されている。選定年順に「平戸島の文化的景観」、「小値賀諸島の文化的景観」、「佐世市黒島の文化的景観」、「五島市久賀島の文化的景観」、「新上五島町北魚目の文化的景観」、「長崎市外海の石積集落景観」、「新上五島町崎浦の五島石集落景観」となる。

重要文化的景観の選定地は、小値賀諸島・五島列島・佐世保市の黒島、さらに平戸島など、いずれも離島部に所在する。唯一、本土部に所在する「長崎市外海の石積集落景観」についても、長崎市中心部からは離れた、角力灘（すもうなだ）に面した斜面地を切り開いた集落である。すなわち、長崎県の重要文化的景観は、平野の少ない長崎県のなかでも、とくに居住や耕作に適した土地が限られた離島や郊外地など、決して条件が良いとはいえない土地に形成された集落景観であるという特徴があげられる。

いずれの集落も、目の前に広がる海の資源を利用しながら、後背地の急峻な斜面地や山を開拓しながら農業を営んでいた。なかでも 18 世紀以降に長崎を中心に各地へ広がっていった甘藷の導入は、地域住民の暮らしにとって大きな変革となり、山頂近くまで続く段畑を形成するほど耕地の拡大を図り、甘藷の収穫を増やすことで増加する人口を支えていった。また海に近い土地や離島は台風や季節風などの強風に耐えなければならない。そこで、根を張り大木となるアコウの防風林としての活用（佐世保市黒島）や、開拓時に出土する結晶片岩を石積みの素材としての利用（長崎市外海地区）など、その土地の植生や地質・地形に応じた工夫を重ねていくことで、地域の特色を示す代表的な景観や他に例を見ない独特の景観を形成し、それが現在にまで引き継が

れている。

重要文化的景観は選定地が広範囲に及ぶことから、望ましい景観の保全のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠である。本県の重要文化的景観選定地が離島部や都市周辺部にあるため、集落の過疎化・高齢化が著しく、将来的に集落の維持さえも困難となっていくことが予想される。また、近年では、風力発電など自然再生エネルギー施設の建設が進んでおり、文化的景観への配慮が求められている。

県内には既選定地以外にも、棚田景観や段畑景観、窯業生産関連景観などのように、特徴的かつ独特の景観がある。こうした県内の魅力ある景観を次世代に継承していくためにも、文化的景観の取組を地域振興の核として活用していくことが望まれる。

⑨ 伝統的建造物群

「伝統的建造物群」とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいい、この伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が定める地区を「伝統的建造物群保存地区」という。

県内では4地区が国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。平成3年に長崎市東山手・南山手（港町）、平成7年に雲仙市神代小路（武家町）、平成11年に平戸市大島村神浦（港町）が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、その保存・活用が図られている。

「長崎市東山手伝統的建造物群保存地区」の範囲は、丘陵の東山手町の大部分と、海岸寄りの大浦町の一部を含む区域である。地区内の建造物は、棧瓦葺、外壁下見板張りペイント塗が多く、海の方に開放的なベランダを付け、主要な部屋を配している。主要なものとしては、国指定重要文化財「旧長崎英国領事館」、「東山手十二番館」などがある。この他、オランダ坂の石畳の道と石垣や、石溝、石標類など、居留地時代を偲ばせる土木構造物、大きな樹木などが数多く残っている。

「長崎市南山手伝統的建造物群保存地区」は、東山手町と同じ旧居留地であって、主として住宅地として使われていた区域である。保存地区の範囲は、丘陵の南山手町の大部分と、海岸寄りの小曾根町、松が枝町を一部含む区域である。南山手の北寄りには、「大浦天主堂」、「旧羅典神学校」、「旧グラバー住宅」をはじめ、「旧リンガー住宅」、「旧オルト住宅」が現存し、松が枝町では、「旧香港上海銀行長崎支店」や「旧長崎税関下り松派出所」などが港に面して建っている。いずれも国宝や国の重要文化財に指定されており、地区の中心から南側の住宅地と合わせ、幕末から明治時代中期にかけての洋風住宅建築が比較的良好な姿で残っている。長崎市東山手・南山手の町並みは、居留地の地割を示す歴史的風致とともに、幕末から明治時代にかけて建築された洋風建造物などをよく残しており、伝統的な町並みとして価値が高い地区である。

「雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区」は、佐賀に居を構えていた領主鍋島氏が、寛文3（1663）年に後を継いだ4代嵩就の代に至って居を神代に移したとされ、旧神代城二の丸膝下の東側に陣屋館を構え、現在の小路地区が整備された。環濠集落としての神代小路には3箇所の橋が架けられ、内部には枡形が、水際には石垣が積まれている。江戸期に建築年代が遡る伝統的武家屋敷の主屋、明治期以降の建築になる近代和風住宅の主屋といった、建築年代に対応した2種の屋敷建築が存在する。また、附属屋として伝統的武家屋敷の敷地の道路に面して建つ門倉と長屋門、主屋に付随して建つ釜屋がある。こうした屋敷地の中央に建つ屋敷建築の主屋と附属屋、屋敷囲いを構成する建築の附属屋と工作物、そして生垣と屋敷林、水辺景観が織りなす構成原理

によって、他に類を見ない景観が形成されている。

「平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区」は、離島の漁業集落を起源とし、江戸前期の捕鯨業の創業を契機として発展し、さらに鯨組廃業後も捕鯨工場跡地の再開発によって漁業と商工業を基盤とした港町へ発展を遂げた「離島の港町」としての歴史的町並みである。町並みの中心部に江戸時代の建物が多く残り、湾沿いに曲折する町通りと有機的な地割に対応した建物が成立しており、江戸中期から明治・大正期にかけての時代毎の特質を示す平入り町家が密に建ち並んでいる。また、町並みが周囲を取り巻く社寺、山と海と一体をなしつつ連続的に残され、わが国固有の伝統的港町の空間と景観を色濃く伝える点が大きな特性である。

これらの伝統的建造物群保存地区内における建造物は、改築度が少ない一方で、老朽化が進んでおり、生活環境や活用の観点からも修理、耐震対策が急務である。耐震対策については、保存地区の建造物群の特性に応じた対策を検討していく必要がある。また、修理事業の際は、県、市町、ヘリテージマネージャーと連携し、修理事業の現場見学会等を通して、研修の機会を設定し、伝統的建造物群に携わる設計士や技能者等の人材育成に努めている。町並みを活かしたまちづくりに向け、住民及び外部人材の活用と連携を促し、伝統的建造物群保存地区の公開、情報発信に努め、歴史と文化の共有を図るとともに、教育機関と連携し、歴史と文化を伝えていく機会を設定することが望まれる。

伝統的建造物群の保存には、地域での生活を成り立たせることが重要であり、伝統的建造物群の所有者の意識向上を図り、居住への取組や新たな活用方法を探求するなど、価値の保存と空き家等の活用を促す取組が必要である。また、保存地区の活用のための拠点整備を積極的に支援する。保存地区の住民の理解と協力により、生活環境の快適性の確保と防災機能の向上を図りつつ、伝統的建造物群の管理および修理、環境要素の管理および復旧に努めるとともに、伝統的建造物群を構成している建造物群以外の修景に努め、保存地区の特性を活かした生活環境の整備が必要である。さらに防災対策について、地域の防災的課題や人的状況を踏まえながら防災設備を整備するとともに、保存地区の消火体制においても消防署および消防団、保存地区の範囲に限らず周辺地区の自治体とも連携した組織づくりが望ましい。同時に住民の参加による防災訓練の実施が求められる。

⑩ 文化財の保存技術

県内では、文化財の保存技術は選定されていない。

⑪ 埋蔵文化財

県内には、およそ 3,800 箇所周知の埋蔵文化財包蔵地が遺跡地図に登載されている。その内訳を時代別にみると、旧石器時代及び縄文時代がおよそ半分を占める。その総数は全国で 5 番目に少なく分布密度も粗であるが、佐世保市近郊の福井洞窟や泉福寺洞穴、島原半島の百花台遺跡や原山支石墓群、対馬の越高遺跡、壱岐の原の辻遺跡など、学史上重要な遺跡が多く含まれている。また、蒙古襲来の鷹島海底遺跡や島原・天草一揆の舞台となった原城跡、長崎の出島や長崎奉行所跡など、日本史上著名な出来事が発生した場所も多い。さらに、本県ならではの特徴として水中遺跡が 54 箇所周知されている。この数は、北海道、滋賀県に次いで全国で 3 番目に多い件数（平成 28 年現在）で、海洋に囲まれた本県の立地環境や歴史的、文化的背景をよく表している。

遺跡発見の届出件数は、年間あたり 10 件程度で推移しており、大型公共事業に先立つ分布調査や各種開発に伴う試掘範囲確認調査の成果によるものが多い。近年の傾向として、長崎市の近世遺跡や島原市の島原城跡、長崎市・佐世保市・大村市の近現代産業関連施設、旧軍関連遺跡等、比較的新しい時代の遺跡も周知や調査の対象とされるようになってきており、地域の歴史的特徴を踏まえた埋蔵文化財の保護が図られている。

公共事業に伴う緊急発掘調査は、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の対応完了に伴い、縮小傾向にある。しかしながら、西九州自動車道をはじめ島原道路や西彼杵道路などの大規模な道路開発事業や、島原半島や西彼杵半島、平戸島などの農業振興地域では大型圃場整備が計画されている。また、民間開発についても、佐世保市、大村市、諫早市等の近郊の都市部において宅地造成や各種開発が増加しているほか、近年は自然エネルギー利用の推進を受けて五島列島や県北地区を中心にして風力発電施設や太陽光発電施設の設置に伴う開発も増加傾向にある。開発に伴う発掘調査については、今後も堅調に推移することが予測されることから、計画地の分布調査や試掘範囲確認調査を事前に行い、遺跡の把握とその周知に取り組むほか、工事届などの埋蔵文化財保護制度の周知啓発にも取り組まなければならない。

保存目的調査は、各市町において特徴的な遺跡の調査が進められており、長崎県埋蔵文化財センターでは、原の辻遺跡の調査を発足以来継続して行っている。そのほか県では、中近世城館の分布調査や、鷹島海底遺跡の水中遺跡調査についても松浦市と協力して行っている。域内の埋蔵文化財を総体的に捉えることを目的とした埋蔵文化財調査や地域全体に共通するテーマに基づく調査や研究については、引き続き県が主体的に取り組んでいく必要がある。また、各市町においても、それぞれの地域の歴史を象徴するような遺跡の調査に取り組むとともに、史跡指定などの保護措置を講じ、遺跡の保存・活用を促していかなければならない。

埋蔵文化財の活用については、県や各市町において、学校教育との連携事業や一般市民を対象としたシンポジウム、地域住民向けの各種講座、体験発掘等を企画して積極的な周知啓発が図られている。長崎県埋蔵文化財センターでは、壱岐高校に設置された東アジア歴史研究コースの授業の支援や一支国博物館と連携して収蔵資料の公開展示などの普及活動に取り組んでいる。埋蔵文化財は、地域において最も身近な文化財であることから、日常のさまざまな場面で埋蔵文化財に触れる機会を提供し、親しみや愛着を持ってもらえる環境づくりが求められる。

（２）世界遺産・世界の記憶・日本遺産など

① 世界遺産

本県には、「明治日本の産業革命遺産―製鉄・製鋼、造船、石炭産業―」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 2 つの世界遺産がある。

平成 30 年 7 月に登録された「明治日本の産業革命遺産―製鉄・製鋼、造船、石炭産業―」は、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、非西洋諸国ではじめて産業革命の波を受容し、重工業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）を基盤に世界史上たぐい稀な産業化を成し遂げた局面を証言する文化遺産である。8 県 11 市に所在する 23 の構成資産のうち、本県には造船と石炭産業の発達を示す 8 つの資産が所在し、1869 年に竣工した日本で初めての近代的な船舶修理施設である小菅修船場跡やその後発展的に整備された三菱重工業長崎造船所の各施設群、造船所の対岸に建設された旧グラバー住宅、石炭産業分野を象徴する高島炭坑、端島炭坑がある。小菅修船場跡を除く造船

分野を構成する資産については、企業が所有する現役の稼働施設やその一部であることから、景観法に基づく保全措置が講じられている。

2015年の世界遺産委員会では、地上建築物や工作物の経年劣化が進行している端島炭坑の保全措置に係る計画策定をはじめ、推薦資産全体及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置に係る計画及び実施計画の策定、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数の設定、管理保全のための協力体制に基づく枠組みの有効性や管理保全計画の実施状況等のモニタリング、維持管理を担うスタッフ及び関係者の人材育成、展示戦略の策定等が勧告され、その一部については既に履行済みである。

2018年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下でひそかに信仰を伝えた潜伏キリシタンによる独特の宗教的伝統を物語る文化遺産である。資産は、長崎県及び熊本県天草市に所在する12の構成資産で構成され、島原・天草一揆の主戦場となった原城跡、潜伏キリシタン信仰の多様な展開や信仰組織の戦略的な維持を示す各集落、潜伏キリシタンの文化的伝統の終焉を象徴する大浦天主堂がある。原城跡と大浦天主堂を除くかつての潜伏キリシタン集落の多くは、現在も人々の素朴な営みが見られる農村・漁村集落で本県の歴史・文化の特徴をよく表している。その一方では、人口減少高齢化が特に進行している地域でもあって、構成資産を構成するキリシタン墓地や教会堂等の維持管理のほか、生業や伝統行事の存続が危惧される。本資産は、所在する離島や過疎地の振興、交流人口の拡大の素材として大きく期待されているところであるが、観光客の増大が地域住民の生活環境悪化や宗教活動の妨げにならないように配慮が求められる。

2018年の世界遺産委員会では、離島部における集落跡、教会堂跡、墓地跡等、潜伏キリシタンが残した痕跡の記録作成の必要性、各構成資産の物理的・社会的状況に配慮した収容力や望ましい観光の在り方の検討、新規の開発事業による遺産影響評価等が勧告され、勧告に基づく各種取組が行われている。

② 世界の記憶

本県には、2017年に登録された「朝鮮通信使に関する記録—17世紀～19世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史」がある。資産は、1607年から1811年の間に朝鮮国から来日した外交使節団の関係資料で、日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録などの計333点（うち、日本所在資料は209点）で構成される。本資産は、日韓友好のシンボルとして両国の交流促進や信頼関係の強化に繋がる取組が期待されている。

③ 日本遺産

県内には、「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」、「日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」の3つの日本遺産がある。

「国境の島 壱岐・対馬・五島」は、日本本土と大陸半島をつなぐ中間に位置する本県の壱岐・対馬・五島地域を舞台とし、古代から融和と衝突を繰り返しながらも連綿と継続された国際交流をテーマとする。

「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」は、明治時代に近代国家として海軍力強化の一環として全国に整備された4つの軍港を核とした日本の近代化をテーマとし、本県では佐世保鎮守府に

関係する 27 の構成文化財が含まれている。

「日本磁器のふるさと肥前」は、陶器生産の技術を活かして肥前で誕生した日本磁器をテーマとし、磁器生産がさかんな三川内、波佐見地区の 15 の構成文化財が含まれている。

④ 歴史の道

本県では、文化庁による平成 8（1996）年の歴史の道百選選定時に、長崎街道のうち、長崎から大村に至る日見峠（長崎市）、井樋尾峠（長崎市～諫早市）、日野峠（諫早市～大村市）が選定された。また、令和元（2019）年には、長崎街道のうち、長崎から佐賀に抜ける多良通（多良海道）が追加選定された。

歴史の道は、往来した人・物、情報をめぐる豊かな物語を内包していることが多い。これらの物語を活かす試みは、歴史愛好家だけでなく幅広い市民を惹きつける有効な手段であろう。また、こうした取組を通して、指定・未指定を問わず、街道沿線の文化財を一体的に周知・活用できるメリットもある。

一方、複数の市町にまたがり、現在の県域を越えて存在することから、保存・活用には県内外の市町村の連携が前提となる。また、活用に当たっては、歴史の道のルートや沿線に所在する文化財に関する情報提供が必須となる。このため、本県では、平成 12（2000）年に長崎街道の調査事業報告書、平成 13（2001）年に整備活用計画を策定し、長崎街道沿線のマップとして「歩く人のための長崎街道 vol.1～vol.3」を作成しており、このマップを用いた周知に加え、ホームページを活用するなど、今後はより利用されやすい形での情報提供が必要である。

⑤ ジオパーク

本県では、島原半島（島原市・雲仙市・南島原市）がユネスコ世界ジオパークに認定されている。「人と火山の共生」がテーマで、雲仙火山の噴火が引き起こした度重なる災害と復興、火山が作り出す恵みや地形と生活生業のかかわりなどが学べる自然公園である。ジオパークの見所として指定されたジオサイトには、溶岩ドームを一望できる展望台や地層の露頭が見学できる海岸など、地質学的に重要な場所が多い一方で、原城跡や日野江城跡・吉利支丹墓碑・旧島原藩薬園跡（史跡）、神代小路（重要伝統的建造物群保存地区）、鍋島邸（重要文化財）などの文化財も多く、口之津歴史民俗資料館、小浜歴史資料館、国見展示館（雲仙市歴史資料館）といった展示施設も含まれている。

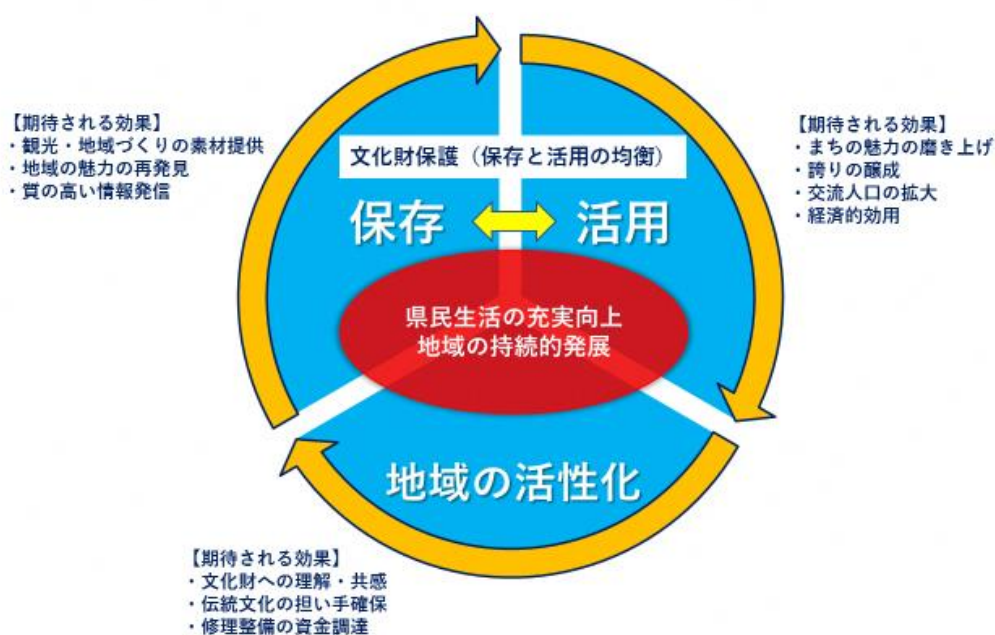
ユネスコ世界ジオパークは、地球科学的な価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求されているため、4年に一度の再審査により活動度がチェックされ、その品質の維持と向上が求められている。このため、ジオサイトに含まれる文化財や展示施設の適切な維持管理や継続的な活用が必要である。

第3章 保存・活用の基本方針

1. 基本理念

本県の文化財の保存・活用を推進していくにあたっての基本理念を以下に示す。

**文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、
「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指す。**



文化財保護の重要な柱として位置づけられている「文化財の保存・活用」は、元来、相互に効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきものであり、文化財の価値を確実に保存しつつ、その価値を踏まえた適切な手法で活用を図り、現代社会に生かすことが期待される。文化財を傷つけ、価値を低下させるような活用はあってはならず、保存・活用の両方の視点からバランスよく進めていくことが重要である。

また、文化財の保存・活用の取組を進めていくためには、これを見守る地域の存続にも留意しなければならない。本県は、人口減少や高齢化が進んでいる地域を多く抱えており、文化財を将来にわたって健全な状態で継承するためにも、それぞれの地域が本来の活力を取り戻すことができるように、保存・活用による効果を地域の活性化に結びつける好循環を生み出し、文化財を含めた地域全体が持続的に発展できるような視点を持って取り組んでいく必要がある。

そこで、本県においては、県内の文化財の保存・活用をしっかりと進めながら、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指すことを基本理念とする。

2. 目指すべき姿

基本理念を踏まえ、以下の項目の実現を目指す。

○魅力ある文化財があふれる長崎県

県内各地の未指定の文化財も含めた多種多様な文化財を把握し、その研究や指定などを促すことによって価値の顕在化を図り、魅力ある文化財があふれる長崎県を目指す。

○地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県

文化財の所有者や管理者、行政のみならず、民間団体、地域住民等の関係者が一丸となって取り組む施策や仕組みづくりを行い、地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県を目指す。

○文化財で地域がかがやく長崎県

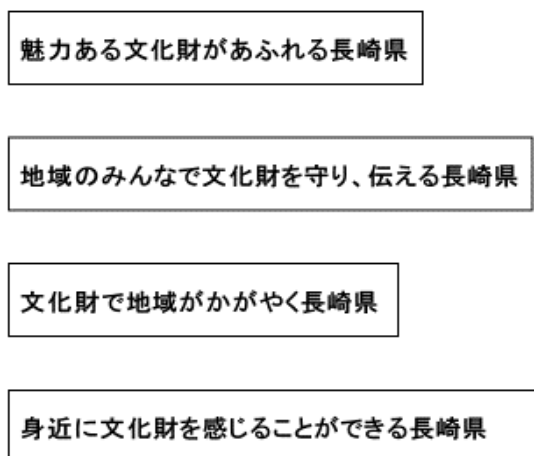
県内各地の歴史文化を彩る文化財が活用され、個性あふれるまちづくりが展開されることにより、国内外からの注目を集め、それぞれの地域がかがやく長崎県を目指す。

○身近に文化財を感じることができる長崎県

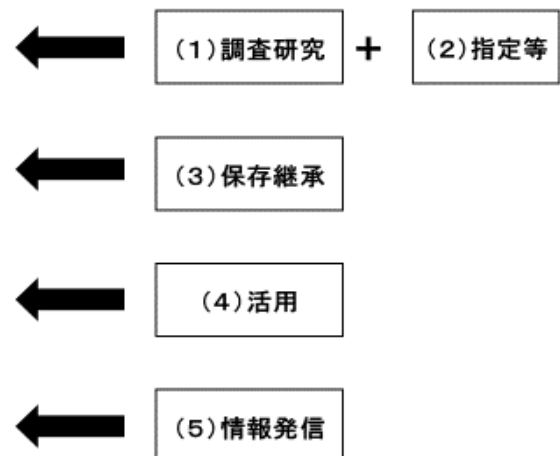
日常の様々な場面で文化財に触れ親しむ機会を提供するとともに、その価値を分かりやすく積極的に発信して、文化財を身近に感じることができる長崎県を目指す。

【「目指すべき姿」を達成するための「基本方針」】

<2. 目指す将来像>



<3. 基本方針>



3. 基本方針

目指すべき姿の実現に向けて、本県の文化財の保存・活用にかかる諸施策について、以下の視点に基づき推進する。

(1) 調査研究

文化財の保存・活用にあたっては、まずは地域の文化財を調査して、把握することが出発点になる。本県では、これまでに埋蔵文化財、建造物、民俗芸能、名勝、天然記念物、離島などの特定地域を対象にした様々な文化財の調査を行ってきた。これらは、今後各市町においても、地域の文化財を総合的に把握していくための手がかりとなる。また、調査研究の成果は、対象文化財の新たな価値を発見し、地域の魅力を再確認する契機となり、活用手法の提案や質の高い情報発信ができる。

県は、多種多様な文化財について、国や市町と連携協力しながら調査研究に取り組み、その存在を把握して、適切に価値付けを行うことにより、その価値の顕在化を図る。特に、本県の歴史・自然・文化についての理解を深めるテーマや広域横断的な対応が求められ、高度な専門技術を要する分野の調査については、市町単独で対応が困難である場合もあることから、県がリーダーシップを発揮して調査研究に取り組む。

(2) 指定等

調査研究により把握された文化財は、地域の大切な財産として人々に認識され、適切な手法で保存・活用を図り、次世代へ確実に継承されることが望まれる。文化財保存の一つの手段として、対象文化財の国や地方文化財への指定・選定・登録等の方法がある。指定等は、一定の法的規制の下に、対象文化財について行われる行為をより良い方向に誘導していくとともに、所有者や管理者に対して行政が保存・活用に係る指導助言や財政的な支援を行う手段として有効である。また近年は、日本遺産やジオパークなどの活用に主眼を置いた新たな文化遺産の認定制度もはじまり、各地域で積極的な情報発信が行われ、県内文化財の周知啓発に大きく貢献している。

県は、地域で把握された文化財について、その価値や態様、保存状態、所有者の意向、活用の方向性などを総合的に勘案して、国や地方文化財への指定・選定、登録などに取り組み、対象文化財の保存・活用を促していく。日本遺産などの文化遺産についても、県内外の市町と連携してさらなる活用を促す。また、未指定の文化財については、地域住民の意向を踏まえつつ、他県の例に倣い、各市町において地域文化遺産制度の創設なども検討し、保護顕彰に努める。

(3) 保存継承

県内各地に所在する未指定も含めた多くの文化財を余すことなく保存継承していくためには、文化財の所有者や行政機関のみならず、民間団体や地域住民などとの連携と協力が必要不可欠である。特に過疎化が進行する離島やへき地を多く抱える本県の場合は、草刈り、清掃、巡視などの様々な日常の維持管理について、地域住民の活動によるところが大きい。特に民俗芸能や伝統行事は、住民自らが主役となってその継承に取り組んでおり、地域住民の存在なくして文化財の継承は不可能である。

県は、地域の文化財について行われてきた保存継承のための民間や個人の諸活動について、今後も継続して行うことができるように、市町と連携しながら支援する。また、これまで活動に参

加していなかった住民にも自主的に参加してもらえらるきっかけづくりとして、様々なイベントや講座を企画実行して普及啓発を図る。さらに、地域おこし協力隊やUIターン、ふるさと納税、クラウドファンディングなどの様々な支援制度を活用し、県内地域にとどまらず国内外の人々ともつながりを持てるようにする。加えて、持続性の観点から、学校教育とも連携し、文化財を活用した授業や校外学習を積極的に展開して、地域への愛着と誇りを醸成し、文化財を含めた地域を支える次世代の担い手を育成する。

(4) 活用

適切に保存された文化財は、地域の維持発展や住民生活の向上など地域振興に大きく貢献する可能性もあることから、文化財の本質的価値を活かしつつ、その価値を損なわないよう、歴史的な特性を踏まえた活用を図ることが大変重要である。また、文化財建造物や文化的景観、民俗芸能など、公開活用を促すことによって良好な状態を保持することができる文化財もある。さらに活用することにより、関係する人々の文化財に対する理解を深め、共感を得ることでその継承にとっても有効に作用する。

県は、文化財の本質的価値を踏まえた様々な活用を見出し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていく。また、それぞれの地域にある文化財を取り入れた固有のまちづくりに取り組み、地域の魅力を高めるとともに、国内外の人々との交流を促していく。個々の文化財についても、価値にふさわしい適切な手法で積極的な公開活用を図り、地域で住民の認知度を向上させて、親しみや愛着を深めてもらえるように取り組む。活用施策の実施にあたっては、文化財保護部局のみならず、観光や地域振興などの関係部局や民間団体、地域住民とも協働で取り組み、民間の活力を取り込んだユニークなアイデアや手法を取り入れて、文化財の活用を活発化させる。

(5) 情報発信

人口減少社会を迎えた今日において、将来にわたり文化財を適切に保存・活用していくためには、多くの人々が文化財に興味関心を寄せて、自主的に参画してもらえらるよう様々な情報を継続的に提供していく必要がある。また、歴史文化を含めた本県の文化財の魅力を国内外に発信して人的交流を活発にする取組も求められる。

県は、県内の文化財などに関する価値や魅力を広く共有していくために、これらの情報発信に積極的に取り組む。発信にあたっては、元来文化財について関心がある人の知的好奇心を満たすだけでなく、これまで興味関心が無かった方に対しても親しみを感じ、理解を深めてもらえるように分かりやすい工夫をする。また、日常の様々な場面で文化財の情報をいつでも入手できるように、広報誌やパンフレットのほか、ホームページ、SNSなど、様々な情報媒体を活用して取り組む。さらに、外国との交流も視野に入れて文化財情報の多言語化を推進して、長崎県の文化財の魅力を国内外に広く情報発信を行っていく。

4. 推進体制の整備・計画作成

県内の文化財の保存・活用にかかる諸施策を適切に推進していくため、下記の体制整備や計画作成に取り組む。

(1) 推進体制

本項に示した基本方針に基づき行われる保存・活用については、文化財保護部局のみならず、観光、地域振興、学校教育、社会教育、景観まちづくり、地域防災等の幅広い行政分野に及び、より効果的な施策とするためには、庁内における緊密な連携協力が求められる。また、自立的な保存・活用が難しい文化財所有者などを適切に支援し、施策の効果を地域全体に浸透波及させていくためには、基礎自治体として地域に最も近い位置にある市町や各種民間団体、地域住民との協働が不可欠である。

その一方で、保存・活用にあたって、文化財専門職員と学芸員には、地域の文化財に最も精通したエキスパートとして、また文化財と地域住民の間をつなぐ橋渡し役として、施策の中心的役割を担うことが期待され、その人材の確保と育成が求められる。

県は、行政機関のみならず各種民間団体や地域住民を交えた地域総がかりで文化財の保存・活用を推進することとし、それぞれが主体的に活動に参画できるような環境づくりに取り組む。また、文化財保護部局と庁内関係課及び関係機関が、連携協力して施策に取り組むための連絡体制を整える。さらに、文化財専門職員や学芸員などの文化財に携わる人材確保と体制の充実に努めるとともに、保存・活用のための企画立案や遂行に必要な能力開発を目的とした研修制度を国や民間団体などと連携しながら整えていく。

(2) 計画作成

文化財の保存・活用についての取組を円滑かつ着実に実行していくためには、中長期的な視野に立った計画的な取組が必要である。改正文化財保護法では、都道府県は文化財保存活用大綱、市町村は取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する計画（文化財保存活用地域計画）を新たに策定できることとなった。あわせて、個々の文化財についても、保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図るために、国による保存活用計画の認定制度が設けられた。

県は、県内の未指定の文化財を含む文化財が積極的に保存・活用され、県民全てが等しくその価値を共有できるようにするため、県内各市町に対して地域計画の作成を促す。市町が作成する際には、国や専門家等と連携しながら、必要な相談、助言及び調整をする。また、文化財専門職人や学芸員不在の市町についても専門的支援ができるように体制を整える。個々の文化財についても、適切な保存・活用が図られるように、保存活用計画の作成認定を推奨し、国指定文化財のみならず地方指定の文化財についても必要に応じて作成を促す。

第4章 保存・活用のために講ずる措置

1. 基本的な取組

県内の文化財の保存や活用については、本大綱に定める基本方針に則り、目指すべき姿の実現に向けて、しっかり取り組む必要があることから、以下の具体の取組を推進する。

(1) 調査研究

県は、これまでテーマを定めて埋蔵文化財や有形文化財を対象とした悉皆調査を行ってきたが、今後も地域の自然や歴史文化を特徴づける多様な文化財について、広域的な視点でテーマを設定して調査研究を行う。

また、各市町が行う地域の未指定も含めた文化財を把握するための調査や、個別文化財の調査についても、専門的・財政的支援を継続して行う。

<主な取組>

- 本県では、これまで中近世城館跡の悉皆調査を行ってきたが、生産遺跡をはじめ近世城郭や台場、近現代の産業施設や設備、戦争遺跡など、県民の関心が高いにも関わらず十分調査が進んでいない分野についても調査を推進する。
- 大型道路事業が計画されている西彼杵半島や島原半島には、石鍋製作所跡や縄文時代の遺跡など未周知の遺跡が所在する可能性が高いことから、県市町で連携して計画的に分布調査を行い、埋蔵文化財の把握と周知を進めていく。
- 潜伏キリシタンが使用した信心具等のキリシタンの歴史や文化に関連する有形文化財の調査研究を推進する。また、野崎島や久賀島には廃絶された集落跡や教会堂跡、耕作地等の潜伏キリシタンの生活の痕跡が残されていることから、これらを含む構成要素の記録作成に向けた取組を支援する。
- 令和元年度、文化庁において「郷土食調査実施要項」が定められ、日本の各地に伝えられてきた「郷土食」とその調理・製造等の技術について全国的な調査を行い、文化財保護の立場から、その主要なものについて現況を把握し、保護施策推進の基礎資料とするとされたことから、今後の調査研究について検討を行う。

(2) 指定等

県は地域に所在する文化財について、長崎県文化財保護条例に基づき、指定を進め、保存・活用のための措置を講じていく。また、文化財活用のために創設された各種遺産事業についても地域の要望に応じて登録の手続きを促す。

<主な取組>

- 「中近世城館調査」など、県内の悉皆調査等により重要性が明らかになった埋蔵文化財等について、国または地方指定に向けた取組を積極的に推進する。
- 潜伏キリシタンの信心具については、全県的な悉皆調査の成果に応じて、国または地方指定も視野に入れて必要な保護措置を講じる。

(3) 保存継承

地域の文化財を後世に確実に継承していくため、県は自らが管理する文化財の保存管理に努め、必要に応じて適切な修理・修復に取り組むとともに、市町や関係団体が行う取組についても継続的に支援していく。また、保存継承にあたっては、地域住民等の周辺関係者と協働で取り組み、文化財のストーリーを通して、歴史を学び、体験できる場を設定し、学校教育や社会教育とも連携して担い手の育成に努める。

建造物や美術工芸品などの有形文化財については、所有者が日常の管理を怠らず適切な修理を適切な周期（時期）で実施していくことが重要である。また、文化財の保存修理は、文化財の保存修理技術の向上とともに長年に渡り培った保存修理技術を後世に継承できる機会にもなるため、その保存と継承を促していく。また、史跡名勝天然記念物については、近年被害が増えている害獣対策を講じるとともに、危険箇所に立地する天然記念物等については周辺への安全対策を講じるよう促し、文化財保護と周辺住民の生活との両立を図る。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）の教会群の煉瓦壁の耐震補強として、「黒島天主堂」（佐世保市）を実施した。今後「田平天主堂」（平戸市）、「青砂ヶ浦天主堂」等の耐震補強の事業計画を立て、耐震補強が必要な教会群を30年計画で実施していく予定である。これに倣い、有形文化財（建造物）及び伝統的建造物群保存地区の特定建造物について、所有者と県及び市町の担当者により保存状況の把握及び耐震補強を含めた修理計画の立案を実施していきたい。特に不特定多数の者が利用する文化財建造物については、早急な耐震対策を所有者等に促し、必要に応じて財政的な支援を行う。
- 無形文化財の伝統芸能や伝統技術などの保存団体や個人に対して、文化財的価値を広く周知するための公開事業や伝承者講習のための研修会開催や、有形・無形民俗文化財の施設・用具の修理や新調、記録保存の作成や公開事業など、必要に応じて財政的支援を行う。
- 史跡名勝天然記念物は、イノシシ・シカ等の侵入による食害や掘り返し等の被害が相次いでおり、農林関係部署の協力を仰ぎながら、罾や防除フェンス、電気柵等の設置、駆除など必要な対策を講じる。対策の実施に当たっては、可能な限り文化財の保護や景観に配慮した方法を採用するよう促す。
- 県が管理団体となっている特別名勝「温泉岳」は、複数市町や地域住民との調整を要することから、関係者の意見を聞きながら保存活用計画の改訂を検討するとともに、市町が策定する個別文化財の保存活用計画の策定を支援する。
- 伝統的建造物群について、空き家の所有者と移住希望者や事業者を繋ぐマッチングシステムの構築や、空き家への入居希望者との「まち歩き」の実施など、空き家対策の取組を支援する。また、補助金や地区規制等に関する相談窓口の設置を推進し、ヘリテージマネージャーと連携した保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行うよう促す。
- 世界文化遺産を構成している文化財について、保存整備のための計画や財政計画を策定し、経過観察をしながら中長期的な見通しに基づいて取り組む。
- 世界遺産登録をきっかけとして、資産の周辺で観光施設や各種インフラ整備などの開発の増加

が予測される。世界遺産の構成資産やその周辺で行われる開発行為に対しては、本資産の顕著な普遍的価値に与える影響が無いように遺産影響評価を行う。その結果は、必要に応じて世界遺産委員会に報告する。

- 世界遺産を通したふるさとへの愛着や誇りの形成及び保護意識の醸成を図るため、世界遺産をテーマとするモデル授業を実施しながら、県内小・中学校へ展開していくとともに、大学等と連携した取組も推進し、次世代への継承につなげていく。

(4) 活用

県は、地域の文化財のサインやパンフレット作成、動線整備など、価値を分かりやすく伝えるための整備を計画的に進め、県の関係部局や市町、関係団体等と連携しながら、文化財が所在する地域の磨き上げや活性化、観光振興による交流人口の拡大につなげていく。また、世界遺産や日本遺産等の各種文化遺産事業については、関係課や所在の市町と連携協力し、活用の効果を波及させる。

また、学校教育においても、本県の伝統や文化について触れる機会を捉え、身近な地域に対する理解を深め、郷土愛を醸成していく。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）については、保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行う。また、民俗文化財については、九州・沖縄地区に伝承されている民俗芸能の伝承活動を発表する機会として九州地区民俗芸能大会が開催されており、指定文化財に限らず広く県内の民俗芸能保存団体等の参加について、引き続き支援していく。
- 埋蔵文化財は最も身近にある文化財であることから、発掘体験や各種講座などの関連イベントを開催して、遺跡に触れ親しむ機会を積極的に提供していく。また、学校や公民館などの公共施設のスペースを利用した出土遺物の展示や保存した遺構を取り入れた都市空間の整備などにも取り組むほか、日常生活で埋蔵文化財を感じることができるよう環境づくりを進めていく。
- 遺構が地下や水中に埋蔵された史跡における価値の顕在化については、サインや遺構復元などハード面での整備だけでなく、価値を説明できるガイドの育成などソフト面での充実を図るほか、VRなど映像技術を駆使した活用も積極的に検討するよう促す。
- 伝統的建造物群や文化的景観、歴史の道など、広域に保護が図られた文化財については、地域住民のコミュニティ形成を支援するとともに、町並みを活かしたまちづくりに向け、住民及び外部人材の活用と連携観光部局等との連携や、民間事業者への誘致に取り組む。また、沿道や集落内の見所を記載したマップの作成し、これを活用したイベントの開催を推進するとともに、集落や歴史の道にまつわるストーリーを解説できるガイドの育成を促す。
- 世界文化遺産の構成資産の保護を担う集落等が活性化するための活動を支援するとともに、構成資産同士のネットワークの構築を通じて情報共有や交流を促進していくことにより、世界遺産を活かした取組を各市町（地域）に対し促す。
- 日韓友好交流の象徴である「朝鮮通信使」を活用し、日韓交流における本県が果たした歴史

的役割などを情報発信するとともに、両国の相互交流促進や信頼関係強化に繋がる取組を対馬市や関係機関とともに推進する。また、島原半島のジオパークの取組として実施されている自然観察会や写真コンテスト、小中学生によるジオパーク研究展示発表会など、さまざまなプログラムと連携するとともに、ジオツーリズムなど新たな活用に向けた取組も促す。

- 現在認定された3つの日本遺産については、ストーリー性を重視した効果的な情報発信や県内各地域が持つ文化資源を自ら主体的に活用する取組に対する集中的な支援などにより、地域ブランドの向上・地域の魅力の掘り起こしを図る。また、県内外の認定地域とも連動しながら、日本遺産というブランドイメージの向上にもあわせて取り組む。
- 日本遺産に認定された各地域の市町や関係団体で構成する推進協議会などにより、自立的な取組を充実させていくとともに、地域住民とも密接に連携・協力しながら日本遺産を活用した地域の活性化・交流人口の拡大を図る。
- 長崎歴史文化博物館において、収蔵資料の磨き上げ等による文化資源の魅力増進や施設の利便性向上等に取り組むことにより、県民が文化財等に親しむ観覧機会の提供拡大を図るとともに、長崎県美術館との連携を図ることにより文化及び観光振興による地域活性化を推進する。また、収蔵資料や他館等から借用する重要文化財をはじめとする貴重な文化財を適切な環境で展示できるよう展示環境等の整備に努める。
- ふるさと教育をとおして、本県の伝統や文化、地域の歴史や自然を学び、先人の業績等について理解を深めることにより、本県の有形無形の財産を未来へ継承しようとする態度を育み、子どもたちが地域の人々とふるさとの有形無形の財産を活用し、本県及びその地域を担う資質や能力をもった人材を育成する。

(5) 情報発信

本県所在の文化財の本質的な価値を伝え、文化財を大切に保存し活用していくためには、その魅力をわかりやすく伝えていくことが重要である。これまで個々の文化財の情報発信を行ってきたホームページ「長崎県の文化財」や「長崎県遺跡地図」の更なる充実を図るとともに、複数の市町村に共通するテーマやストーリーをもとに相互連携し、広域的に発信する取組を検討する。また、急速な情報化社会の進展を踏まえ、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等のICT技術を活用して、史跡等において歴史的な出来事や当時の生活の再現等を体感・体験できるような工夫を推進する。さらに近年の外国人旅行者の増加にも対応するため、解説の多言語化等も推進し、より多くの外国人に本県所在の文化財の魅力が伝わるよう取り組む。

<主な取組>

- 世界遺産の価値を深める調査・研究の成果を活かし、世界遺産にふさわしい公開・整備を推進するとともに、その価値やストーリー、関連の文化財等への周遊にもつなげる情報発信の充実など、構成資産を核とした広がりのある魅力づくりを促進していく。また、世界遺産の価値を深めながら、情報を正確に伝えて理解を促し、将来に向けての保護を実現するための行動につなげるための指針となる「情報戦略のあり方」に基づき、効果的な情報発信を行う。
- 2つの世界遺産の登録を契機に、本県ならではの「歴史・文化」、「海外との交流やつながり」を生かした文化・観光施策を推進する。世界遺産のストーリー性を重視した効果的な情報発

信やこれらを生かした広域周遊・滞在型観光を推進するとともに、増加する観光客を対象とした世界遺産関連土産品の開発等への支援にも取り組む。

- 伝統的建造物群保存地区については、衣食住の魅力を紹介するコンテンツの作成や多言語表示ができる専用アプリの作成など、文化財の理解を深め、観光客の地域での滞在満足度の向上を図る。
- 各地域の有形・無形の文化財群を有機的につなげ、魅力的なストーリーとして国内外に戦略的かつ分かりやすく発信することで認知度の向上を図る。また、パンフレットや案内板の多言語化など、訪日外国人にも対応できる環境を整える。
- 埋蔵文化財センターが行う原の辻遺跡などの発掘調査の情報を発信し、一支国博物館と連携協力しながら壱岐島内の遺跡やこれまでの発掘調査の成果を公表する。また、埋蔵文化財センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。
- 対馬歴史研究センターが行う対馬宗家関係資料等に関する調査・研究や古文書修復の成果を発信し、対馬博物館と連携協力しながら資料の展示・公開を行う。また、対馬歴史研究センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。
- 長崎歴史文化博物館や長崎県美術館において、国内外からの来館者が、各館が所蔵する文化資源の魅力に十分に触れ、満足度の高い観覧を促進するため、多言語での展示解説や情報通信技術を活用した展示を実施する。

2. 重点的な取組

本県には、複数の世界遺産や水中遺跡など、本県特有の文化財があり、これらに文化財の保存・活用にあたっては、特に県と市町が連携を図りながら、重点的に取り組む必要がある。

(1) 世界文化遺産プロジェクト

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、ユネスコに提出した「包括的保存管理計画」に基づき、構成資産の適切な保護や価値の発信、住民生活と観光の調和を図るための秩序ある公開、地域の持続的な維持に向けた取組を着実に進め、価値を守り伝える仕組みづくりを推進していく。

さらに、12の構成資産で1つの価値を証明している本資産は、2県6市2町にまたがるうえ、離島や半島など人口減少・高齢化が進む地域に点在しているため、「地域」と「世代」を『つなぐ』ことを目的に、世界遺産を活かしたふるさと教育や、大学と連携したフィールドワークを促進するとともに、構成資産の保護を担う集落などが活性化するための活動を支援していき、「世界遺産をみんなで守っていく」といった保護意識の醸成を図りながら、保存と活用の好循環による持続的な仕組みづくりを目指して、次世代への継承や地域の活性化につなげていく。

あわせて、国内外からの観光客をスムーズに受け入れ、満足していただける体制の整備を行う。国内外の観光客が世界遺産の魅力やストーリーを楽しむとともに、その地域の歴史・文化、自然・食等の魅力を満喫できる周遊マップの活用等による周遊・滞在型観光を推進する。また、市町や民間事業者等と一体となった二次交通対策や体験型等のニューツーリズムを含む観光地づくりの推進とそれを支える人材を育成する。さらに、外国人観光客の受入環境の整備・充実を図ると

ともに、高齢者や障がい者等の方々も楽しんでもらえるようユニバーサルツーリズムの推進にも取り組む。

(2) 水中文化遺産調査研究事業

平成 27 年「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」のなかで水中文化遺産の保存・活用について地方公共団体の取組を促すことが閣議決定された。これを受けて、文化庁は平成 29 年に「水中遺跡保護のあり方」（報告）を発出し、陸上の埋蔵文化財と同様に水中遺跡保護の必要性を示している。

水中文化遺産は、本県の歴史や文化に密接に関係する文化財のひとつである。本県では近年、洋上風力発電施設の設置をはじめとした海域開発が計画されていることから、海域などに所在する未周知の埋蔵文化財について、市町と連携協力しながら分布調査や悉皆調査などを進め、その把握と周知を図る。また、既に周知されている水中遺跡についても、各市町に対して、必要に応じて、指定などの保存に向けた詳細な調査を促し、保存・活用を活性化させていく。

なお、水中遺跡の埋蔵文化財調査などは、高度な技術を要する埋蔵文化財調査であることから、県は市町の調査などを積極的に支援する。

(3) 東アジア考古学研究事業

本県では、東アジア関連資料が多数発見されている。長崎県埋蔵文化財センター東アジア考古学研究室では、その交流の内容や具体像に迫るための考古学的研究を引き続き行っていく。原の辻遺跡の調査については、引き続き遺跡の範囲や内容を確認するための発掘調査を行う。また、友好交流機関協定を締結した釜山博物館と相互に職員を派遣し、共同で発掘調査や資料調査を行う。調査研究の成果については、「東アジア国際シンポジウム」で最新の研究成果を積極的に公開する。壱岐高校「東アジア歴史・中国語コース」の授業についても継続して支援する。

(4) 重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存・活用

本県が所有する重要文化財「対馬宗家関係資料」は、対馬藩宗家に伝来する江戸時代から明治時代初期における藩政文書群であり、特に朝鮮との外交・貿易に関する資料は日朝交流に重要な役割を果たした対馬の歴史的意義を伝えるものとして貴重である。県では、平成 27 年度から継続して修理事業を進めているほか、専門的研修を受けた職員によって日常的な古文書の維持管理を行っている。引き続き、宗家関係資料の調査・研究、保存・修復に努める。

第5章 市町への支援方針

1. 支援の考え方

本県では、各地域において多種多様な文化財が今日まで大切に守られ継承されてきた。しかしながら、過疎化や少子高齢化は着実に進行しており、将来的に文化財の滅失や散逸などが懸念される。そのため、改正文化財保護法においても文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的かつ計画的にその保存活用に取り組むことが求められている。特に、市町には地域の文化財やその所有者に最も身近な行政主体として、地域住民と緊密に連携して、文化財の保存・活用に取り組むことが期待されている。

こうした状況を踏まえ、県は市町と適切に役割を分担した上で、各市町が文化財の次世代の継承に向けてその保存活用を推進できるように積極的に支援する。これまで行ってきた指定文化財などの保存・活用についての情報共有や技術的な助言に加えて、文化財保存活用地域計画の作成や運用にあたっては助言など必要な支援を行う。

2. 財政的支援

これまでも県は、指定文化財の保存・活用のため、文化庁や県の文化財補助金による市町を含めた所有者等への財政支援を行ってきた。近年では、文化財関係補助金以外にも、各省庁で文化財を活用したさまざまな補助金制度が整備されている。また、民間企業や財団などの社会貢献事業（企業メセナ）として有形文化財や伝統芸能等に対する助成金制度もある。こうした多様な財源を活用することができるよう情報提供を行っていく。

限られた予算の中で効果的に事業を行うためにも、地域内の文化財について中長期的な計画である文化財保存活用地域計画を策定しておくことが望ましい。また、地方創生推進交付金など、文化財保存活用地域計画を策定した市町に有利な補助金もあり、文化財の保護・活用を円滑に推進するうえで財政的に非常に有効であることから、市町による文化財保存活用地域計画の策定を支援していく。

3. 市町における専門的人材の育成

(1) 専門的人材の不足

文化財の保存・活用が適切に行われるためには、文化財の専門的知識を持ち、その取扱いに習熟した人材の確保が不可欠である。また、地域の文化財を保存・活用するには、所有者や地域住民との連携が求められるため、文化財専門職員が継続的に業務に従事することが望ましい。しかしながら、各市町の多くでは人材不足に直面しており、1名で域内の文化財保護業務を担当する市町や、なかには文化財専門職員が配置されていない自治体もある。

今後各市町においては、文化財の適切な保存・活用を継続して行うとともに、文化財保存活用地域計画を策定し、中長期的な視点で文化財の保存・活用を進めていく必要があることから、文化財専門職員が継続的に配置されていることが望ましい。

県は、国から示された指針や通知に基づいて、引き続き各市町に対して文化財専門職員の採用や継続的な配置を促し、それぞれで自立的、持続的に保存・活用の施策が推進できるように体制

の整備を働きかけていく。

(2) 専門的人材の育成

現在、本県が主催する文化財保護に関係する研修制度は下記のとおりであるが、今後は各市町における保護体制の実態と市町からの要望、改正文化財保護法の趣旨などを踏まえながら、文化財の保存・活用に必要な知識や技能を習得するための研修を充実させて、専門的人材の育成を図る。研修は、文化庁や博物館・美術館などが行っている文化財に関わる各種研修も勘案し、各市町の文化財担当職員が、保存・活用をバランスよく進めるために必要な能力を身につけることができるように、現在実施している研修の改善や必要とされる研修の追加など随時見直しを図っていく。

【長崎県が主催する研修】

○開発部局・文化財保護部局担当者文化財基礎研修（対象：県・市町文化財保護部局担当職員ほか）
開発部局担当者に対し、埋蔵文化財保護意識の醸成を図るとともに、その取扱いに係る具体的な手続きについての理解を深めることで、本県の埋蔵文化財保護行政の円滑な推進に資する。また、文化財保護部局担当者が基礎的な知識を習得し、文化財の保護に関する基本的な考え方や事務手続きなどの理解を深める機会とする。
○長崎県文化財保護行政担当者会議（対象：県・市町文化財保護部局担当課長・職員）
市町文化財保護行政主管課長・担当者に対し、文化財保護及び活用に関する新たな情報や専門的知識を習得する場を提供するとともに、今後の県・市町の取組についての情報共有を行い、円滑な推進を図る。
○長崎県埋蔵文化財担当者専門技術研修（対象：県・市町埋蔵文化財担当職員）
県市町埋蔵文化財専門職員を対象とし、埋蔵文化財保護行政を円滑に遂行していくための基礎的な知識および遺跡調査の方法などの研修を行なうことで、埋蔵文化財専門職員としての資質の向上を図る。

4. 文化財保存活用地域計画作成などの支援

文化財保存活用地域計画は、大綱を勘案しつつ、各市町が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用にに関する基本的なアクション・プランであり、今後、その地域における文化財保護行政の方向性を示す重要な計画と位置づけられる。

計画の作成にあたっては、未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、周辺関係者とも連携し、文化財の保存・活用についての方針や措置などを定めていくことになることから、協議会を設置して市町の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学教員、学芸員等の地域の実情に応じた多様な人材の参画を得ることが望ましい。

県では、市町が計画作成の過程で行う文化財の総合調査を専門的な見地から支援しつつ、地域計画の内容について、大綱が示す保存・活用の基本的な方向性に沿ったものになるよう助言していく。また必要に応じて、文化財の専門家の紹介なども行っていく。さらに、各市町担当者に大綱の内容を共有し、計画作成に必要な知識や能力を習得するための研修などを開催することも検討していく。

また、国の重要文化財等に指定されている建築物については、文化財保護法に現状変更の規制及び保存のための措置が義務付けられていることから、建築基準法の適用除外とされている。加えて、県や市町の指定文化財や国の登録有形文化財（建造物）については、地方公共団体が定める条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、建築審査会の同意を得て建築基準

法を除外することができる。建築審査会を設置していない市町においても、歴史的建造物の活用を検討している場合には、県及び市町の関係部局と連携しながら必要な助言を行っていく。

第6章 防災・防犯、災害発生時の対応

1. 防災・防犯対策の必要性

日本は、古くから、台風・大雨・大雪・洪水・地震・津波・火山噴火などの自然災害に見舞われてきた。近年では地震にともなう津波や台風や豪雨など、大規模災害が増加する傾向にある。自然災害による被害は、地域の貴重な文化財にも及ぶことも想定されるため、平時から自然災害の発生を前提とした文化財の防災対策を講じておくことが求められる。

文化財の防災については、まずは文化財を管理・保管する所有者による対策を講ずることが望まれる。しかし、個人での対応には限界があるため、市町の文化財保護行政部局をはじめ消防や警察等の行政との連携が不可欠である。さらに、有事の際に速やかに協力を依頼するため、文化財が所在する場所の近隣住民やNPO法人等の団体など地域のネットワークを構築しておくことも重要である。

自然災害以外にも、火災や盗難等の人為的な行為により貴重な文化財が被害を受けることもある。平成31年4月に発生したフランス・パリのノートルダム大聖堂の火災、令和元年10月の沖縄県首里城跡の火災でも文化財に大きな被害が生じている。県内でも指定文化財建造物等の焼失や焼損、信仰の対象である仏像（文化財）を狙った「盗難」事件も発生しており、文化財の保存環境や保管状況に応じた防火・防犯対策が必要となってくる。

先人から受け継いだ貴重な文化財を守り、次の世代へ確実につないでいくためにも、普段から防災・防犯対策が必要である。

2. 防災・防犯の取組

(1) 長崎県の防災基本計画

文化財の防災計画については、『長崎県地域防災計画 基本計画編』（平成30年6月修正）にて基本方針を示している。具体的な防災のための予防対策指導については、県及び市町の文化財保護部局が主体となって指導を進めていくこととしている。以下、その内容を示しておく。

① 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置

耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

② 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等（文化財保護ネットワークを含む）の確立と、近接住民の協力も含む自

衛消防体制の育成強化に努める。特に消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。

(カ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

(2) 具体的な文化財防災・防犯の取組

① 動産文化財

有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財などの動産文化財については、紙・絹・木製品などの可燃性の高い素材が用いられることが多く、とくに防火対策には注意が必要である。個人の所有者でも可能な防火対策としては、耐火性の高い金庫に保管する、燃えやすいものを周辺に配置しないなどの環境整備を進めていく。

防犯対策としては、敷地内の死角を確認して巡回の頻度を高めるほか、防犯性の高い錠への付け替えや監視カメラの設置などの防犯設備を設置するなどがあり、市町の文化財保護部局と連携して、文化財の写真や特徴を記録する文化財管理台帳を作成しておくことで、文化財の盗難時に速やかな文化財の特定が可能となる。

また、動産文化財については地域の博物館・美術館等の収蔵施設に寄託することも、防災・防犯両面から有効な対策の一つである。

② 不動産文化財

不動産文化財である文化財建造物の多くは、木造・煉瓦造であり、また長い年月を経たことによる老朽化・劣化が進行している物件もあることから、台風・地震等の自然災害や火災に留意しておかなければならない。また、石造や鉄筋コンクリート造であっても、耐震対策がとられておらず、その対策は急務である。

耐震対策については、すでに文化庁が「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」（平成25年10月）で示したように、大規模改修工事の際には耐震診断及び耐震対策の補強工事を実施し、根本的な対策を行うまでの経過的補強も進めていく必要がある。（「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針（平成30年8月）」）。

また、建造物の防火対策については、文化庁が示した「防火対策ガイドライン」（令和元年9月）に沿って、防火設備等の現状を把握し、文化財の特性に応じた防火設備の整備や訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することが望まれる。特に、重要文化財建造物は、

個別の保存活用計画を策定する際に所有者と所在の警察・消防当局が協議し、防災上の課題を共有し、実態に応じた防災設備の整備や機器の設置、自衛消防隊の結成等の防災体制を整えることになっている。

所有者等に対しては、日頃から防災意識を向上するための周知啓発活動を実施するとともに、計画策定や修理の際には、必要な防火・防犯設備を整備できるように働きかけていく。あわせて、文化財周辺地区については、火災予防の観点から必要に応じて条例による喫煙禁止等の禁火区域への指定も検討していく。

史跡名勝天然記念物が被害を受ける自然災害としては、大雨等による洪水や土砂災害、がけ崩れ等が想定される。また、来訪者が安全に見学できるように、日ごろから周囲の環境整備に努めることが望まれる。さらに、窯跡における陶磁器片等の盗掘など被害を受けることもあるため、文化財保護指導委員への巡視を依頼するとともに、住民の監視の目が最も有効な抑止力になることを念頭に、普及啓発を強化する必要がある。個別の保存活用計画の策定時に、防災・防犯対策も含めて検討することが望まれる。

③ 減災の取組

防災・防犯対策に加えて、災害が発生したときに、その被害を最小化するための減災の取組も重要である。

洪水・土砂崩れ・津波等の各種ハザードマップをもとに、文化財が所在する場所について災害が発生しやすい地域であるかを事前に確認し、市町文化財保護部局や所有者等で情報共有する取組があげられる。文化財周辺で発生した過去の罹災記録なども含め、総合的に把握することで、必要に応じた対策を検討することができるようになる。

建造物等については耐震対策工事が望まれるが、こうした措置がとれない場合でも、暫定的な補強等による減災対策や危険箇所への立ち入りや公開の制限を行うなど、対処方針を作成し人的安全性の確保に努める必要がある。

彫刻や陶磁器など破損しやすい文化財を公開するにあたっては、免振台の設置やテグスで展示台に固定するなど、地震発生時の転倒による破損を防ぐための取組が求められる。

(3) 災害に備えた文化財救援ネットワーク

① 長崎県文化財保護指導委員

文化財保護法に基づき、本県では、昭和50年度から長崎県文化財保護指導委員を配置している。その業務内容としては、埋蔵文化財包蔵地を含む指定文化財の巡視活動、また、所有者に対して文化財保護の指導・助言などの業務を行うことで、文化財の保護を図っている。異常発見時の所有者及び市町への緊急連絡をはじめ巡視結果の報告は、行政と所有者・管理者との連絡や文化財保護に関する意思疎通を図るうえで有効である。また、文化財の定期的な巡視は文化財の防災の基本でもある。

② 文化財保護ネットワーク

県では、地域の文化財は地域で守り後世に残していくという理念のもと、地域の自治体などの協力を得て、地域住民が主体となって文化財保護の様々な活動を行う「文化財保護ネットワーク」を全市町において構築した。具体的な活動としては文化財清掃活動や地元警察や消防と

連携しての文化財パトロールなどがあげられる。また、災害が起きた際には、各市町の文化財の状況を確認し、県へ報告する仕組みとしているが、文化財保護ネットワークで日ごろから地域内での連携を強め、有事の際の情報連携を強めることにもつながる。

3. 災害発生時の対応

(1) 市町と連携した文化財の被害情報の収集

自然災害が発生した場合、本県としてまず行うべきことは、災害の状況をみながら、各市町の文化財保護行政部局と連携して、国・県・市町指定文化財の被害状況の把握に努め、情報を集約することである。原則として、市町の文化財保護部局が被災地の状況確認を行うこととなるが、状況によっては長崎県文化財保護指導委員や文化財保護ネットワークからの情報提供を受けることも想定することができる。所有者のみならず地域のネットワークを活かして、迅速かつ精度の高い文化財被害情報の収集が望まれる。

大規模災害発生時には、県が事務局となり被災文化財等の救済及び状況把握についての情報収集を図る。また、文化庁をはじめ独立行政法人国立文化財機構や各種関係機関・構成団体など*と被害情報の共有、活動内容の調整を行い、市町への協力体制を確立する。なお、過去の大規模災害時には、住居や蔵が罹災したことで、地域の歴史を記した古文書や歴史的建造物が、その価値を理解されないまま廃棄・解体されるという事例も報告されている。こうしたことから、可能な限り速やかに現地へ赴き、状況確認を行うとともに被災文化財等の所有者に対し、廃棄せず保存に努めてもらうように依頼することも重要である。

※長崎県文化財保護審議会、県建築士会、大学（研究室）、市町文化財担当部局等

(2) 被災文化財等の取扱い

長崎県地域防災計画において被災文化財については「被災前の文化財の価値を維持するよう文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。」と定めている（『長崎県地域防災計画 基本計画編』第14章 文教応急対策計画）。

万が一、文化財が被災し汚損・破損や水濡れなどの被害を受けた場合でも廃棄するのではなく、まずは県や市町の文化財保護部局、地域の博物館・資料館等へ相談することが望まれる。被災した文化財でも、適切な方法で処置することで、それ以上の劣化の進行や被害を最小限に抑えることができるといわれており、貴重な文化財が失われることのないようにしなければならない。

(3) 今後の取組

文化財の防災・防犯対策の基本として、文化財の所有者ごとの所蔵リスト、文化財の現況写真や材質、寸法等、所在位置及び敷地内の施設・防災設備等といった周辺情報も網羅した文化財台帳を整備しておくことが望まれる。管理台帳は個人情報も含まれることから、市町文化財保護部局で厳重に保管しておくほか、地域の博物館などで分散保管することも効果的な防災対策となる。

また、平成31年4月の改正文化財保護法の施行に伴い、市町村にも文化財保護指導委員を置くことができることとなった（法第191条）。県内でも設置済みの市町もあるが、未設置の市町においては、管下の文化財の状況に応じて、文化財保護指導委員を設置することが望まれる。

第7章 保存・活用の推進体制

長崎県における文化財の保存・活用を推進するための体制としては、文化財担当部局や関係部局、博物館等の関係機関があげられ、表1のとおりである。

表1 文化財の保存・活用の体制

令和〇年〇月〇日現在

長崎県
<p>■教育庁 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：教育委員会の運営、人事、予算、法務監察、企画広報、統計、情報化推進、県立学校改革などに関すること <p>■教育庁 学芸文化課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：文化財の保護・活用に関すること、埋蔵文化財に関すること 埋蔵文化財センター・対馬歴史研究センターに関すること ・職員12名（うち専門職員：埋蔵文化財4名、建造物1名、美術工芸品1名） <p>■文化観光国際部 文化振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：文化振興にかかる施策の企画、立案、推進及び総合調整に関すること 長崎県美術館・長崎歴史文化博物館に関すること、日本遺産に関すること ・職員13名（うち専門職員：歴史2名、工芸1名） <p>■文化観光国際部 世界遺産課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：2つの世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理及び情報発信等 ・職員14名（うち専門職員：埋蔵文化財1名、美術1名） 長崎県美術館に専門職員2名派遣 <p>■文化観光国際部 観光振興課・国際観光振興室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：県内観光の振興に関すること <p>■文化観光国際部 国際課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：国際交流、国際協力、長崎県アジア・国際戦略、平和関連事業等に関すること <p>■危機管理監 危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：防災及び災害対策や人命救助、危機管理、国民保護等の対応 <p>■企画部 政策企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容：重要施策の企画及び総合調整、九州地方知事会、部内各課の連絡調整や予算事務に関すること。

■地域振興部 地域づくり推進課

- ・業務内容：離島・半島及び地域の振興に係る施策の企画・立案及び推進等に関すること

■地域振興部 市町村課

- ・業務内容：県内市町の行政、財政及び選挙に関すること

■県民生活環境部 自然環境課

- ・業務内容：自然公園の保護と利用、生物多様性に関する業務、希少野生動植物種の保護など自然環境の保全に関すること

■土木部 都市政策課

- ・業務内容：都市計画、開発許可、屋外広告物及び美しい景観形成の推進に関すること、開発行為等の規制に関すること、宅地建物取引業に関すること、宅地の防災に関すること

■土木部 建築課

- ・業務内容：建築基準法等の許可、認可、指導などに関すること、営繕業務の基準等に関すること、建築物の防災に関すること

関係機関

■長崎県美術館

- ・業務内容：芸術文化活動の拠点として、優れた芸術作品の鑑賞及び学習の機会を提供する豊かな感性と想像力を育み、新たな長崎文化を創造する。
- ・指定管理者制度にて委託運営（県より専門職員2名派遣）

■長崎歴史文化博物館

- ・業務内容：海外交流史をテーマとする博物館「長崎学」研究の拠点、県内の中核博物館として地域社会や専門機関と連携を図る。
- ・指定管理者制度にて委託運営

■長崎県埋蔵文化財センター（壱岐市）

- ・業務内容：長崎県内の埋蔵文化財の発掘や調査・研究、出土品の保存処理、東アジア地域の研究機関等との交流及び共同研究する。
- ・職員13名（うち専門職員：埋蔵文化財9名）

■長崎県対馬歴史研究センター（対馬市）

- ・業務内容：対馬島内の歴史的文化遺産を収蔵し、教育、文化の振興に資することを目的とした調査研究を行う。
- ・職員8名（うち専門職員：歴史2名） ※嘱託職員を含む

長崎県文化財保護審議会

○目的

長崎県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの重要事項に関して長崎県教育委員会に建議する。

○委員の職名・属性

- ・委員は、長崎県文化財保護審議会条例に基づき、学識経験を有する者のうちから、長崎県教育委員会が任命する（任期は2年）。
- ・審議会は、委員20人以内をもって組織する。
 - ・審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ・会長は、審議会を代表し、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

長崎県文化財保護指導委員

○取組内容

- ・定期的に巡視を行い、所有者等に文化財保護について指導・助言するとともに、地域住民に対し文化財保護思想について普及活動を行う。

○委員の職名・属性

- ・各市町教育委員会の推薦に基づいて、長崎県教育委員会が委嘱する。
- ・委員数は37名（任期1年、非常勤）
- ・県内約200箇所の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地を巡視し、報告書を提出する。

○研修会の開催

- ・文化財巡視のポイントや留意点の確認、文化財に関する知見を深めることを目的とした研修会を開催する。

その他民間団体等

○長崎県考古学会

○長崎県建築士会

○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県保存活用県民会議

○世界遺産保存活用協議会